

令和6年第1回（3月）三郷町議会
定例会・会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 6 年 3 月 6 日
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場
開 会 (開 議)	令 和 6 年 3 月 6 日 午前 9 時 2 8 分 宣 告 (第 1 日 目)
出 席 議 員	1番 神 崎 静 代 2番 吉 村 今 日 子 3番 南 真 紀 4番 奥 山 一 臣 5番 南 田 善 紀 6番 高 田 好 子 8番 澤 美 穂 9番 木 口 屋 修 三 10番 伊 藤 勇 二 11番 辰 己 圭 一 12番 先 山 哲 子
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 木 谷 慎 一 郎 副 町 長 池 田 朝 博 教 育 長 大 西 孝 浩 総 務 部 長 加 地 義 之 住 民 福 祉 部 長 辰 巳 政 行 こ ども 未 来 創 造 部 長 坂 田 達 也 環 境 整 備 部 長 安 井 規 雄 教 育 部 長 渡 瀬 充 規 会 計 管 理 者 平 川 貴 治 総 務 課 長 川 合 孝 悟 企 画 財 政 課 長 大 津 和 之

行政委員	<p>選挙管理委員会委員長 田 淵 友 一</p> <p>代表監査委員 瓜 生 英 明</p> <p>農業委員会副会長 岡 田 哲 夫</p> <p>固定資産評価審査委員会委員長 瀧 川 忠 雄</p>
本会議の職務のため出席した者の職氏名	<p>議会事務局 長 吉 田 政 二</p> <p>議会事務局 主 査 武 田 千 晶</p>
町長提出議案の題目	<p>諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて</p> <p>承認第 1 号 令和 5 年度三郷町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分について</p> <p>承認第 2 号 令和 5 年度三郷町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分について</p> <p>承認第 3 号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について</p> <p>承認第 4 号 三郷町手数料条例の一部改正の専決処分について</p> <p>議案第 1 号 令和 5 年度三郷町一般会計補正予算（第 9 号）</p> <p>議案第 2 号 令和 5 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>議案第 3 号 令和 5 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>議案第 4 号 令和 5 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>議案第 5 号 令和 5 年度三郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）</p> <p>議案第 6 号 令和 6 年度三郷町一般会計予算</p> <p>議案第 7 号 令和 6 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算</p> <p>議案第 8 号 令和 6 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算</p> <p>議案第 9 号 令和 6 年度三郷町国民健康保険特別会計予算</p> <p>議案第 10 号 令和 6 年度三郷町介護保険特別会計予算</p> <p>議案第 11 号 令和 6 年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算</p> <p>議案第 12 号 令和 6 年度三郷町下水道事業会計予算</p> <p>議案第 13 号 令和 6 年度三郷町水道事業会計予算</p> <p>議案第 14 号 三郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 15 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 16 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 17 号 三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 18 号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正について</p> <p>議案第 19 号 三郷町ウォーターパーク条例の一部改正について</p> <p>議案第 20 号 三郷町介護保険条例の一部改正について</p>

	<p>議案第 2 1 号 三郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 2 2 号 三郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>議案第 2 3 号 三郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>議案第 2 4 号 三郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>議案第 2 5 号 三郷町水道事業給水条例の一部改正について</p> <p>議案第 2 6 号 三郷町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 2 7 号 三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について</p> <p>議案第 2 8 号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について</p> <p>議案第 2 9 号 令和 4 年度惣持寺地区調整池整備工事（特定都市河川浸水被害対策推進事業）工事請負変更契約の締結について</p> <p>報告第 1 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について</p> <p>報告第 2 号 寄附の受け入れについて</p>
議員提出議案の題目	<p>発議第 1 号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書</p>
議 事 日 程	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
会議録署名議員の氏名	<p>議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。</p> <p>9 番 木口屋 修 三 1 0 番 伊 藤 勇 二</p>

令和 6 年 第 1 回 (3 月)

三郷町議会定例会議事日程 (第 1 号)

令和 6 年 3 月 6 日

午前 9 時 2 8 分開議

日 程

- | | | | |
|-------|-----|-------|---|
| 第 1 | | | 町長所信表明 |
| 第 2 | | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 3 | | | 会期の決定 |
| 第 4 | | | 諸般の報告 |
| 第 5 | | | 文教厚生常任委員会委員の補充選任について |
| 第 6 | | | 文教厚生常任委員会・上下水道特別委員会の副委員長の互選結果について |
| 第 7 | 諮問第 | 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 第 8 | 承認第 | 1 号 | 令和 5 年度三郷町一般会計補正予算 (第 7 号) の専決処分について |
| 第 9 | 承認第 | 2 号 | 令和 5 年度三郷町一般会計補正予算 (第 8 号) の専決処分について |
| 第 1 0 | 承認第 | 3 号 | 三郷町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について |
| 第 1 1 | 承認第 | 4 号 | 三郷町手数料条例の一部改正の専決処分について |
| 第 1 2 | 議案第 | 1 号 | 令和 5 年度三郷町一般会計補正予算 (第 9 号) |
| 第 1 3 | 議案第 | 2 号 | 令和 5 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 第 1 4 | 議案第 | 3 号 | 令和 5 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 第 1 5 | 議案第 | 4 号 | 令和 5 年度三郷町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 第 1 6 | 議案第 | 5 号 | 令和 5 年度三郷町水道事業会計補正予算 (第 2 号) |
| 第 1 7 | 議案第 | 6 号 | 令和 6 年度三郷町一般会計予算 |
| 第 1 8 | 議案第 | 7 号 | 令和 6 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 第 1 9 | 議案第 | 8 号 | 令和 6 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算 |
| 第 2 0 | 議案第 | 9 号 | 令和 6 年度三郷町国民健康保険特別会計予算 |
| 第 2 1 | 議案第 | 1 0 号 | 令和 6 年度三郷町介護保険特別会計予算 |

- 第 2 2 議案第 1 1 号 令和 6 年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 3 議案第 1 2 号 令和 6 年度三郷町下水道事業会計予算
- 第 2 4 議案第 1 3 号 令和 6 年度三郷町水道事業会計予算
- 第 2 5 議案第 1 4 号 三郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 2 6 議案第 1 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 2 7 議案第 1 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 2 8 議案第 1 7 号 三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 2 9 議案第 1 8 号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 3 0 議案第 1 9 号 三郷町ウォーターパーク条例の一部改正について
- 第 3 1 議案第 2 0 号 三郷町介護保険条例の一部改正について
- 第 3 2 議案第 2 1 号 三郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 第 3 3 議案第 2 2 号 三郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 3 4 議案第 2 3 号 三郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 3 5 議案第 2 4 号 三郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 3 6 議案第 2 5 号 三郷町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 3 7 議案第 2 6 号 三郷町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 第 3 8 議案第 2 7 号 三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第 3 9 議案第 2 8 号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
- 第 4 0 議案第 2 9 号 令和 4 年度惣持寺地区調整池整備工事（特定都市河川浸水被害対策推進事業）工事請負変更契約の締結について
- 第 4 1 報告第 1 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

- 第 4 2 報告第 2 号 寄附の受け入れについて
- 第 4 3 提案理由の説明
- 第 4 4 発議第 1 号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書
- 第 4 5 一般質問

開 会 午前 9時28分

〔開会宣告〕

議長（先山哲子） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第113条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、令和6年第1回三郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶及び所信表明〕

議長（先山哲子） 町長から招集のあいさつ並びに日程第1、町長所信表明を行います。

なお、町長においては今回、パソコンの持ち込みについて議長が許可しております。

町長（木谷慎一郎） 議長。

議長（先山哲子） 木谷町長。

町長（木谷慎一郎）（登壇） 皆様、おはようございます。本日ここに令和6年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては早朝よりご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、少しお時間をいただきまして、私の所信をお話しした上で、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

まず冒頭に、能登半島地震で被害に遭われた皆様へ心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く余震も収まり、復興が進み、いつもの日常が戻りますようご祈念いたします。

さて、議員各位もご承知のとおり、私は本年1月まで三郷町議会議員の一員として9年間、議員諸先輩方のご指導を賜りつつ、微力ながら町政に携わってまいりました。その間も社会は激しく変動するとともに、この三郷町にもさまざまなことがありました。特に大きな出来事として、昨年10月からの官製談合防止法違反容疑により三郷町役場に家宅捜索が入り、前町長が辞職され、町長不在の状況を生ずることとなったという事件が挙げられます。この事件により、住民の皆様への町政に対する信頼を大きく損なってしまう結果となりました。私は、行政が行うまちづくりにおいて最も大切で、その基礎となるのは、住民からの行政に対

する信頼であると考えています。この事件を受け、私は議会議員の皆様と同様に大きなショックを受けるとともに、ここは自分自身の生き方についても、三郷町の政治行政に対する姿勢についても、公平公正であることを旨としてきた私が動かないといけないのではないか、三郷町を変えていけないのではないかと思いを抱きました。そんな中、この私の気持ちや思いを感じてか、出馬を勧める打診もいただいたこともあり、決意を固めることとなりました。

その結果、議会議員の皆様をはじめ、多くの住民の方々の貴重なご支援をいただきまして、今回、町長という重責に就かせていただくこととなりました。今後は、私に寄せていただきました多くの方々の温かいご支援とご期待を裏切ることのないように職務を全うするとともに、議員各位のご協力のもと、住民の皆様からの信頼回復を第一に、三郷町のあらゆる面を健やかにする「すこやか未来都市さんごう」の実現を町政のスローガンとして、性別、年齢、障がいの有無に関わらず、全住民が生涯活躍できる、住み続けたくなる魅力のある健やかな町を目指し、全力を傾注してまいりたいと考えております。

さて、昨年5月から新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行いたしました。これまでの厳しい行動制限が撤廃されたことにより、本格的なポストコロナの時代が到来し、人々の往来や経済活動の復活が期待される一方で、不安定な世界情勢の影響を受け、エネルギー価格や原材料価格の高騰が続いており、日本の経済に大きな影響を与えています。また、2025年には800万人の団塊の世代の方々が75歳以上となり、日本の人口の5人に1人が後期高齢者となる、いわゆる2025年問題をはじめ、人口減少、少子化問題、そして環境問題など、さまざまな問題が一気に押し寄せ、人々の暮らしへの影響を与えることが懸念されています。しかし、そのような状況の中だからこそ、今回私が掲げております「子どもに未来を、未来に希望を」のフレーズに表されるような、将来の希望を持っていただける、そういうまちづくりが必要であると考えています。そこで、先般の町長選挙の中でのメッセージとして、有権者の方々へお伝えするよう努めてまいりました。

まず、私が取り組んでいきたいと考える、これからの三郷町のまちづくりに対する四つの柱を、再度ここでお話しさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の柱は、子どもが健やかに育つ子育て環境の構築であります。子どもが健やかに育つためには、子どももその両親も笑顔でいられる環境というの

が重要です。そのような子育て環境をつくるのが、今、日本が直面している国難とも言うべき少子化の解消、緩和への手段となり得ると考えています。では、子ども、両親とも笑顔でいられる子育て環境とは何かといえ、それは、仕事と子育ての両立が十全に図られ、そして家庭が経済的・社会的にも安定している環境であるというふうに考えております。そうであってこそ、保護者が子どもと笑顔で向き合うことができ、子どもも両親との健全な関係を糧にして、健やかに成長していける環境となるのではないかと考えております。

その具体的な中身は後にお話することになるかと思いますが、子どもを持つことを望む人が、最初の1人、もう一人をちゅうちょすることのない、どんな状況になっても、三郷町であれば希望を持って子育てをしていける、そう確信していただけるよう、子育てに対する全方位的な支援を具体的な形にして示していきたいと考えています。もちろん、出生率の向上には婚姻率の向上も重要です。結婚を望む人にはその一助、後押しとなるように、三郷ベリーマッチング事業をはじめとした出会いの機会の創出、そして、三郷町で結婚生活をしてみたいと思っただけのような生活環境の整備など、結婚に対する支援政策を進めていきたいと考えています。

2点目の柱といたしまして、全員活躍の強健な経済を目指すということです。前の町長の掲げていた全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」のコンセプトは、地方創生のために国が進めてきた政策に基づくものです。私もこのまちづくりを引き続き進めたいと考えています。具体的には、高齢になっても、障がいがあっても、育児・介護をしながらでも、社会の中で役割がある、就労ができる、外出して社会と関われる、そういうまちをつくって進めたいと考えています。

3点目の柱は、心穏やかで健康に過ごせるつながりであります。心の平穏は幸せで豊かな暮らしにとって重要なものです。そのためには、地域で心穏やかに過ごすことができる、すなわち、安心・安全が確保された状態で過ごせるための防犯対策、災害対策が必要です。こちらについては、後に具体的な方策についてお話することになりますが、この分野で既に進んでいる事業については可及的速やかに完成させることで、地域住民の安心・安全を一刻も早く確保したいと考えています。また、そのようなハードによる防犯・災害対策はもちろん重要ですが、防犯・災害対策に応じた地域のコミュニティによる共助もまた重要です。ふだんから非常時には協力して助け合うことのできる地域住民同士のつながりづ

くりを促進することで、地域の防犯力、防災力を高めていきたいと考えています。

また、住民の方々が健康に過ごしていけるためのつながりによるまちづくりも進めていきます。ご高齢の方の健康維持には、「キョウイク」と「キョウヨウ」が重要であるなどと言われていています。当然、普通の意味ではなくて、ここでいく「キョウイク」は「今日行くところ」、「キョウヨウ」は「今日の用事」であるという言い方がされます。すなわち、ご高齢になっても今日行くところがあるというのは、その人が社会において居場所があることで、今日も用事があるとは、出番があるということだと言い換えることができます。このような言い方がされるように、健康の維持にはなるべく外出し、人とのつながりを持つことが重要であるとされています。外出を促し、つながりをつくり、保つことで健康の維持につなげたい、そのためにもコミュニティの形成、つながりの形成を促進するための政策を進めていきたいと考えています。

最後に、4点目といたしまして、今回の「すこやか未来都市さんごう」の構想の源泉となった、透明で健全な町政運営です。今回の事件では、三郷町の町政に対する信頼が大きく損なわれました。今回行われた事件はなくて当たり前のことで、うっかりやってしまうような性質のものではありません。町政の現場に当たる職員の心構えで、必ず防げるものです。その意味で、トップはもちろん、町職員にも再度職員倫理の指導啓発を徹底し、絶対に不正に手を染めない、不正を見逃さない職場環境を整えたいと考えています。健全な町政運営を担保する制度づくりと、その制度を運用する職員の倫理の再確認、その両面から、三郷町の行政を真に信頼に足るものとなるよう、議会議員の皆様、そして町職員としっかり議論していきたいと思えます。

以上、四つの柱をもとに、今後三郷町を性別、年齢、障がいの有無に関わらず、全住民が生涯活躍できる、住み続けたい健やかなまちとしていく、その工夫と努力を積み重ねていきたいと考えております。しかしながら、この構想も、町の全職員一丸となつての努力はもちろん、議員各位をはじめ、住民の皆様のご理解とご協力があつてこそ初めて達成し得るものであると考えています。

概略にとどまり、かつ拙い所信表明で誠に恐縮ではございますが、議員各位におかれましては、どうか趣旨をご理解いただきまして、「すこやか未来都市さんごう」の実現にご理解、ご協力、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任に当たつてのご挨拶及び所信表明とさせていただきます。どうもあり

がとうございます。

議長（先山哲子） これで、町長所信表明は終わりました。

木谷町長には三郷町の信頼回復、そして発展のためにご尽力承りますよう、よろしくお願いいたします。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（先山哲子） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第127条の規定により、9番、木口屋修三議員、10番、伊藤勇二議員を指名いたします。

〔会期の決定〕

議長（先山哲子） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの10日間にすると思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（先山哲子） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月15日までの10日間に決定しました。

〔諸般の報告〕

議長（先山哲子） 次に、日程第4、諸般の報告を行います。

令和6年1月31日付で、木谷慎一郎氏から、一身上の理由により議員を辞職したい旨の辞職願が提出され、同日付で辞職を許可しましたので、会議規則第99条第2項の規定に基づき報告します。

なお、辞職に伴い、現在、議席、文教厚生常任委員会、上下水道特別委員会、議会運営委員会でそれぞれ欠員が生じております。

先般の全員協議会において、議席の空席については、議席番号の変更はせず、欠番のまま運用することに、また、上下水道特別委員会、議会運営委員会の欠員については、補充を行わないことに決定しております。

また、文教厚生常任委員会の委員欠員については1名の補充を行い、文教厚生常任委員会、上下水道特別委員会の空席となった副委員長については、それぞれの委員会で互選いただいておりますので、この後、順次指名及び結果報告をいたします。

〔文教厚生常任委員会委員の補充選任〕

議長（先山哲子） 次に、日程第5、文教厚生常任委員会委員の補充選任についてを

議題とします。

文教厚生常任委員会委員の選任については、三郷町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名いたします。

文教厚生常任委員会の補充委員には、神崎静代議員を指名します。

お諮りします。ただいまの文教厚生常任委員会委員の指名についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり、文教厚生常任委員会委員に選任することに決定しました。

[文教厚生常任委員会・上下水道特別委員会の副委員長の互選結果]

議長(先山哲子) 日程第6、文教厚生常任委員会・上下水道特別委員会の副委員長の互選結果についてを議題とします。

委員会で互選願いました文教厚生常任委員会及び上下水道特別委員会の副委員長の互選結果は、文教厚生常任委員会副委員長 南田善紀議員、上下水道特別委員会副委員長 奥山一臣議員。

以上のとおり互選されました。

[議案朗読]

議長(先山哲子) 次に、日程第7、「諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」から、日程第42、「報告第2号、寄附の受け入れについて」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主査(武田千晶) 朗読します。

日程第 7 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 8 承認第 1号 令和5年度三郷町一般会計補正予算(第7号)の専決処分について

日程第 9 承認第 2号 令和5年度三郷町一般会計補正予算(第8号)の専決処分について

日程第10 承認第 3号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について

日程第11 承認第 4号 三郷町手数料条例の一部改正の専決処分について

日程第12 議案第 1号 令和5年度三郷町一般会計補正予算(第9号)

- 日程第 1 3 議案第 2 号 令和 5 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議案第 3 号 令和 5 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 5 議案第 4 号 令和 5 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 6 議案第 5 号 令和 5 年度三郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 議案第 6 号 令和 6 年度三郷町一般会計予算
- 日程第 1 8 議案第 7 号 令和 6 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 1 9 議案第 8 号 令和 6 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算
- 日程第 2 0 議案第 9 号 令和 6 年度三郷町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 1 議案第 1 0 号 令和 6 年度三郷町介護保険特別会計予算
- 日程第 2 2 議案第 1 1 号 令和 6 年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 1 2 号 令和 6 年度三郷町下水道事業会計予算
- 日程第 2 4 議案第 1 3 号 令和 6 年度三郷町水道事業会計予算
- 日程第 2 5 議案第 1 4 号 三郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 1 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 1 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 1 7 号 三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議案第 1 8 号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 3 0 議案第 1 9 号 三郷町ウォーターパーク条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 2 0 号 三郷町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 2 1 号 三郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 3 議案第 2 2 号 三郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部

改正について

日程第 3 4 議案第 2 3 号 三郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 3 5 議案第 2 4 号 三郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 3 6 議案第 2 5 号 三郷町水道事業給水条例の一部改正について

日程第 3 7 議案第 2 6 号 三郷町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

日程第 3 8 議案第 2 7 号 三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第 3 9 議案第 2 8 号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

日程第 4 0 議案第 2 9 号 令和 4 年度惣持寺地区調整池整備工事（特定都市河川浸水被害対策推進事業）工事請負変更契約の締結について

日程第 4 1 報告第 1 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

日程第 4 2 報告第 2 号 寄附の受け入れについて

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（先山哲子） ありがとうございます。日程第 4 3、ただいまの朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。

町長（木谷慎一郎） 議長。

議長（先山哲子） 木谷町長。

町長（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました各議案の提案説明をさせていただきます。

本定例会に提出いたします議案は、諮問案件 1 件、承認案件 4 件、議決案件 2 9 件、報告案件 2 件の計 3 6 件であります。

それではまず、令和 6 年度の予算編成方針についてご説明申し上げ、議員各位

のご理解を賜りたいと思います。

国内の経済情勢は、コロナ禍の3年間を乗り越え改善しつつあり、令和5年4月期から6月期のGDPは名目・実質とも3四半期連続のプラス成長となり、過去最高水準となりました。その一方で、輸入価格の上昇に端を発する物価高の継続が国民生活を圧迫している状況にあります。このような中、国におきましては「新しい資本主義」の旗印のもと、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が決定され、「物価高から国民を守る」「持続的な賃上げと所得向上」「供給力強化・投資促進」「人口減少を乗り越え、変化を力に」「安全・安心の確保」の五つを柱にデフレ脱却のための一時的な措置として、国民の可処分所得を下支えするとともに、構造的賃上げに向けた供給力の強化を図るとされたところであります。

以上のような状況を踏まえつつ、編成いたしました令和6年度一般会計予算案は107億1,700万円となり、前年度比マイナスの4億1,100万円、3.7%の減としたものであります。

なお、この新年度予算につきましては、編成時期に町長選挙があったことから、主に現在進めている事業や、今後継続的に実施すべき内容を中心に編成したものとなっており、新たな施策については今後の補正予算などで改めて上程してまいりたいと考えております。

それでは、各会計の新年度予算に係る議案について、順を追って説明いたします。

まず、一般会計の歳入であります。

歳入全体の約2割を占めます町税であります。国の方針により実施される定額減税を加味した結果、町民税では前年度比4.7%減の10億6,909万7,000円としたものであります。また、固定資産税、都市計画税につきましても評価替えの年度であることから、前年度比0.6%減の7億4,966万円を見込み、町税全体で前年度比2.6%減の20億4,892万8,000円を計上したところであります。

次に、町税とともに一般財源の中核をなす地方交付税であります。国の予算に合わせ、前年度比2.0%増の26億6,087万1,000円を計上したものであります。

次に、国庫支出金では、ごみ中継施設やマテリアル施設整備に対する補助金などの増加要因はあるものの、令和5年度に脱炭素先行地域事業に対する補助を計

上していたため、前年度比42.5%減の13億7,853万5,000円となりました。

一方、県支出金におきましては、教育保育給付交付金などで、前年度比11.7%増の8億4,612万3,000円を計上したところであります。

最後に町債ですが、山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金に対する地方債や国庫支出金と同様、ごみ中継施設・マテリアル施設の整備に係る地方債などで、前年度比81.3%増の16億3,320万円を計上したものであります。

一方、歳出での主な内容を説明いたします。

まず、総務費では、住民からの信頼回復に向け、全体の奉仕者である公務員として、改めて職員倫理の徹底や規範意識の向上を図るためのコンプライアンス研修等の実施費用として50万円を、また、今後の本町の施策の指針となる第3期まちづくり総合戦略を策定する経費として、750万円を計上するものであります。

次に、民生費では、高齢者の心身のさまざまな課題に対し、今まで以上にきめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な取り組みの経費として、415万5,000円を計上いたしました。また、若手職員で組織する「ワンセブン・プロジェクト」の発案事業として、ひとり親家庭への支援のため、余剰製品として行き先のないコスメ商品を、企業と連携して無償配布する「コスメバンク事業」を実施する経費として7万円を計上いたしました。また、子どもに関する施策をより一体的に進めていくため、今あるさまざまな子どもに関連した計画を一本化し、「子ども計画」として策定するための経費として500万円を計上いたしました。

次に、衛生費では、令和7年度の稼働に向け、広域で取り組んでおります「広域ごみ処理施設建設」に関連する経費として、組合への負担金や中継施設の建設、ごみ運搬車両の購入、マテリアル施設などの整備などで18億500万3,000円を計上するなど、衛生費全体で、前年度比124.6%増の26億2,478万8,000円となったものであります。

次に、土木費では、現在進めている惣持寺地区調整池整備事業に関連して、新たに雨水管を築造する経費として1億720万円を計上いたしました。また、現在実施しておりますブロック塀の撤去に対する補助金ですが、議員からご提案いただきました柵などの設置経費も補助対象とすることで、予算額を前年度の倍と

なる100万円を計上したところであります。

次に、消防費では、Jアラートの安定的な稼働のため、消防庁からJアラートの衛星受信設備を設置するよう通知があったことから、その設置費用として350万円を計上するものであります。

次に、教育費では、教育施設の充実を図るとともに、子ども達の安全を確保するため、各小学校の門扉を電気錠に取り替える経費を含め、施設整備費で1,687万円を計上するものであります。また、FSS35スポーツパーク及びスポーツアリーナの管理・運営に関する経費として、2,040万4,000円を計上するものであります。

最後に、公債費では、西部保育園建替事業の償還が始まることから、前年度比0.9%増の7億7,391万9,000円を計上するものであります。

以上が令和6年度一般会計の主要な項目の概要であります。これら以外にも経常的に必要となる経費につきましては、限られた財源の中で、今後も継続的かつ安定的に財政運営が図られるよう、慎重に予算編成を行ったところであります。

続きまして、特別会計についてご説明申し上げます。

まず、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算であります。前年度と同額の528万9,000円とするものであります。平成17年度から奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合において事務処理の効率化を図り、本事業の貸付金回収を進めているところであります。本年度も同組合と連携し、回収の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、し尿浄化槽管理特別会計予算であります。298万8,000円で、前年度比0.1%増とするものであります。公共下水道が未整備となっている三室地区の一部と新惣持寺地区の浄化槽管理に係る予算を計上したものであります。

次に、国民健康保険特別会計予算であります。23億4,416万9,000円で、前年度比3.6%の減とするものであります。今後も増加する医療費に対応できるよう、予防保健の充実を図りつつ、本会計の安定運営に努めてまいりたいと考えるところであります。

次に、介護保険特別会計予算であります。保険事業として23億343万6,000円、また、サービス事業として717万円を合わせて23億1,060万6,000円で、前年度比6.8%の増とするものであります。「健康長寿日本一」を目指し、誰もが住み慣れた町で介護サービスが受けられ、安心して暮らせるよ

う、介護給付及び介護予防事業を引き続き実施してまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算であります。5億2,572万5,000円で、前年度比12.6%の増とするものであります。医療保険制度の状況を注視しつつ、奈良県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、今後も適正な事務の運営に努めてまいります。

次に、下水道事業会計予算であります。

まず、収益的収入といたしましては、下水道使用料収入など7億267万9,000円を計上し、収益的支出で、人件費、施設の維持管理費、流域下水道管理運営費負担金などで6億4,282万7,000円を計上いたしました。

次に、資本的収入といたしましては、分担金や他会計補助金、企業債の借入、国庫補助金などで2億6,943万6,000円を計上し、資本的支出で建設改良費や流域下水道建設費負担金、企業債償還金などで4億5,787万2,000円を計上いたしました。本年度の予算は、未普及対策として惣持寺及び北垣内地区で污水管築造事業を行うとともに、ストックマネジメント修繕改築計画に基づき、老朽化した管渠やマンホール及びマンホール蓋の改築更新事業を実施します。また、立野汚水中継ポンプ場及びマンホールポンプ施設等の機械電気施設について、災害等により機能停止に陥らないよう、予防保全の観点から機器修繕事業を行います。今後も生活環境の改善を図り、快適で住みよい魅力ある地域社会を築くための事業を行ってまいります。

次に、水道事業会計予算であります。

まず、収益的収支といたしましては、水道事業収益では、水道料金、受託工事収益などで総額7億8,534万円を、また、水道事業費用では人件費をはじめ、県営水道受水費、減価償却費などで8億3,365万8,000円を計上いたしました。

次に、資本的収支といたしましては、資本的収入では、水質改善下水道事業に伴う配水管布設替工事負担金、企業債などで4億2,643万4,000円を、また、資本的支出では、建設改良費、企業債償還金などで5億1,864万8,000円を計上いたしました。本年度は、「奈良県広域水道企業団」への事業統合までの最終年度となります。経費の節減や有収率向上などへの取り組みを継続しつつ、円滑な移行に備え、基本計画に基づく耐震化事業等を引き続き実施し、「安心と安全で未来へつなぐ三郷の水」の実現に向け、取り組んでまいり所存です。

以上が、令和6年度予算の概要であります。

それでは、ここからは新年度予算以外の議案等に関しまして、順を追ってご説明申し上げます。

まず初めに、「諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本案につきましては、現在1名が欠員となっていることから、新たに松下幸子氏を推薦するものであります。

松下氏におかれましては、長年にわたって福祉施設等の職員を歴任され、人格識見に優れ、人権擁護委員として適任と考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

続きまして、「承認第1号、令和5年度三郷町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について」であります。

既決予算に2億1,370万9,000円を追加し、補正後の予算総額を123億2,722万4,000円としたものであります。昨今の物価高騰等による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり7万円の支援金を給付するもので、歳出では、民生費で2億1,370万9,000円を計上するとともに、歳入では、国庫補助金で歳出と同額を計上したものであります。なお、少しでも対象世帯に対し支援金を支給するため、12月15日付をもって専決処分としたものであります。

次に、「承認第2号、令和5年度三郷町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について」であります。

既決予算に1,219万1,000円を追加し、補正後の予算総額を123億3,941万5,000円としたものであります。昨年12月28日に前町長が辞意を表明し、1月17日付をもって退職されました。これを受け、選挙管理委員会において2月11日の町長選挙執行を決定したため、同選挙に係る経費を、1月4日付をもって専決処分したものであります。

続きまして、「承認第3号、三郷町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について」であります。

地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、子育て世帯の経済的負担軽減のため、被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税の減免措置を新設するため、令和5年12月15日付で専決処分を行い、本年1月1日から施行し

たものであります。

続きまして、「承認第4号、三郷町手数料条例の一部改正の専決処分について」であります。

本条例の改正につきましては、行政手続の際に戸籍謄本等の提出の省略が可能となる、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る事務が、国において手数料を徴収する事務に追加されたこと等に伴い、本町においても所要の改正を行い、国の施行日に合わせて、本年3月1日付で専決処分を行ったものであります。

次に、「議案第1号、令和5年度三郷町一般会計補正予算（第9号）」についてであります。

既決予算から1億5,341万5,000円を減額し、補正後の予算総額を121億8,600万円とするものであります。

まず、議員の皆様にご報告がございます。ご承知のとおり、本町は令和4年1月に環境省の脱炭素先行地域に選定され、先行地域内での脱炭素の実現に向け、官民連携して事業を進めてまいりました。しかしながら、昨今の物価高騰による影響を受け、各事業者が実施する事業に変更が生じ、全体的に事業の進捗が大幅に遅れる結果となりました。このことで国の財源が活用できなくなり、当初の計画どおりの事業執行が不可能となったことから、大変苦しい決断ではあります。今回、脱炭素先行地域の選定を取り下げることといたしました。このことから、脱炭素先行地域に関連する予算といたしまして、歳出では、総務費の企画費で7億1,687万3,000円を減額するとともに、歳入では、総務費国庫補助金で7億3,182万7,000円を減額するものであります。

また、地方債につきましては、LED改修工事において借り入れを予定していた地域活性化事業債が対象外となり、借り入れが不可能になったことから、910万円を減額する一方、今回の脱炭素先行地域の取り下げにより、別の地方債である脱炭素化推進事業債の対象となるため、2,810万円を追加した結果、総務債で1,900万円を増額するものであります。

それでは、ここからは、脱炭素先行地域関連以外の補正予算につきまして、歳出からご説明申し上げます。

まず、総務費では、前年度の国・県補助金の精算に伴う返還金として、諸費で570万2,000円を追加するものであります。また、「木育推進型インクルー

シブ拠点」の整備事業につきまして、昨年9月議会で債務負担行為としてご承認いただきましたが、さらに交付税措置率の高い有利な地方債である補正予算債を活用するため、債務負担行為を廃止し、企画費で3億8,770万円を追加するものであります。また、国の税制改正により、令和6年度個人住民税の所得割から納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、1万円を控除する定額減税が示されました。これにより、住民情報システムの改修が必要となることから、賦課徴収費で352万円を計上するものであります。また、昨年6月の戸籍法制の見直しにより、住民票等に氏名の振り仮名表記が新たに追加となり、関連するシステムの改修が必要となることから、戸籍住民基本台帳費で1,302万4,000円を追加するものであります。

続きまして、民生費では、後ほどご説明いたします「国民健康保険特別会計」及び「介護保険特別会計」の補正に伴う繰出金といたしまして、社会福祉総務費で502万4,000円を、老人福祉総務費で173万9,000円を追加するものであります。

次に、福祉保健センターにおきまして、温泉入浴施設の不具合などにより、想定以上に燃料費及び光熱水費を要し、不足が生じることから、福祉保健センター管理費で81万円を追加するものであります。また、昨今の物価高騰等による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円を、また住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯で、18歳未満の子ども1人当たり5万円を支給するため、低所得者支援定額減税補足給付金事業費で9,018万7,000円を計上するものであります。

次に、民間保育所特別保育事業であります。当初、各私立保育園からの申請により予算化しておりましたが、保育士宿舍借り上げ支援事業、及び保育補助者雇上強化事業で補助の対象となる保育士がいなかったこと、また、ICT化推進等事業につきましては、国の補助対象事業ではなくなったことから、児童福祉総務費で672万2,000円を減額するものであります。また、ひとり親家庭等医療費助成におきまして、予算に不足が生じることから、ひとり親家庭等医療費で109万6,000円を追加するものであります。また、未熟児養育医療費につきましても、予算に不足が見込まれることから、84万5,000円を追加するものであります。

次に、当初予算で計上しております、低所得者子育て世帯生活支援特別給付金

の対象となる児童が、当初の見込みより多くなることから、低所得子育て世帯支援特別給付金で215万円を追加するものであります。

続きまして、衛生費では、山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金であります。現在建設中のエネルギー回収型廃棄物処理施設の建設費が、物価スライドの影響により、また、可燃ごみに関する事務負担金については、他団体のごみ量の修正に伴い増額となることから、塵埃処理費で2,525万円を追加するものであります。

次に、後ほどご説明いたします住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正に伴う繰出金といたしまして、住宅管理費で68万8,000円を追加するものであります。

続きまして、教育費では、後ほど条例改正でご説明いたしますが、学校運営協議会委員及び小中一貫コミュニティ・スクール運営委員が、特別職に属する地方公務員として位置づけられ、報酬等の支給が必要となることから、学校支援地域本部事業費で49万6,000円を計上するものであります。一方、歳入では、普通交付税の追加交付があったことから、地方交付税で6,570万円を追加するものであります。

次に、国民健康保険の保険基盤安定負担金につきまして、決算見込額と当初予算額に差異が生じることから、国庫負担金で55万8,000円を、県負担金で143万4,000円をそれぞれ追加するものであります。また、未熟児養育医療費に対する負担金として、国庫負担金で42万2,000円を、県負担金で21万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、昨年12月議会で上程いたしました「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の交付額が確定したことから、573万2,000円を国庫補助金で追加するとともに、給食材料費の物価高騰分に充当するため財源を付け替えるものであります。また、木育推進型インクルーシブ拠点整備事業に対し、国庫補助金で1億9,385万円を、総務費で1億8,420万円をそれぞれ追加するものであります。

次に、戸籍法改正に伴うシステム改修に対し、国庫補助金で1,302万4,000円を追加するものであります。

次に、民間保育所特別保育事業費補助金の減額に伴い、国庫補助金で37万6,000円を、県補助金で538万8,000円をそれぞれ減額するものであります。

す。また、低所得子育て世帯支援特別給付金の対象児童の増加に伴い、国庫補助金で215万円を追加するものであります。また、低所得者支援・定額減税補足給付金について、国庫補助金で9,018万7,000円を計上するものであります。

次に、現在進めております「惣持寺調整池整備工事」や「道路施設定期点検業務」において内示額が示されたことから、国庫補助金で2,846万4,000円、土木債で2,880万円を追加するものであります。また、大規模盛土造成地の変動予測調査業務につきましては、新たに県補助金の対象となったことから、県補助金で582万6,000円を計上するとともに、それぞれ財源を付け替えるものであります。また、ひとり親家庭等医療費助成の増額に伴い、県補助金で51万6,000円を追加するものであります。

次に、寄附金では、ふるさと寄附金と一般寄附金で368万7,000円を追加するものであります。

なお、お寄せいただいた寄附金をご希望どおり活用するため、歳出の社会福祉振興基金をはじめ、五つの基金で合計714万3,000円を積み立てるものであります。

次に、山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金の増額に伴い、衛生債で870万円を追加するものであります。

最後に、地方交付税で追加交付を受けた2,480万6,000円を減債基金に積み立てるとともに、今回の補正予算に係る財源を充当後、財政調整基金からの繰入金を6,828万5,000円減額することで、収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第2号、令和5年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

歳入歳出の予算総額に変更はありませんが、住宅新築資金等貸付金の一部が回収不能と判断され、償還不能債権の移管を受けました。これに伴い、県補助金で206万1,000円を計上するものであります。

なお、残額68万8,000円は一般会計から繰り入れるとともに、歳入欠かん補填収入を274万9,000円減額するものであります。

続きまして、「議案第3号、令和5年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

既決予算に502万4,000円を追加し、補正後の予算総額を24億3,694万9,000円とするものであります。

歳出では、国民健康保険事業費納付金について、保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業が増額となったことから、国民健康保険事業費納付金で305万6,000円を増額するものであります。

一方、歳入では、保険税の減免及び財政安定化支援事業が増額となる一方、未就学児均等割保険税負担金が減額となったことから、相殺した結果、一般会計繰入金で502万4,000円を増額するものであります。

なお、今回の補正予算に係る財源を充当後、歳出の財政調整基金積立金151万8,000円を増額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第4号、令和5年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

保険事業の既決予算に1,391万3,000円を追加し、補正後の予算総額を22億4,857万6,000円とするものであります。

歳出では予算に不足が生じることから、保険給付費で1,391万3,000円を追加するものであります。

一方、歳入では、歳出の増額に伴いまして、国庫支出金で333万8,000円、支払基金交付金で375万6,000円、県支出金で173万9,000円、一般会計繰入金で173万9,000円をそれぞれ追加し、介護給付費準備基金から334万1,000円を繰り入れることで、収支を合わせるものであります。

次に、「議案第5号、令和5年度三郷町水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

本会計につきましては、勢野高区配水池補修及び場内配管耐震化工事において、事前調査によりアスベストが検出されたことに伴う対策工事及び勢野北地区への配水に必要な仮設タンクを設置するため、資本的支出で1,995万円を増額するものであります。

続きまして、「議案第14号、三郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、国においてコンビニ交付サービスでのスマートフォン用電子証明書使用への対応を開始したため、本町においても同様とする改正を行い、公布の日から施行するものであります。

次に、「議案第15号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」であります。

地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとされたことに伴い、本町においても所要の改正を行い、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、「議案第16号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。

学校運営協議会委員及び小中一貫コミュニティ・スクール運営委員会委員について、地方公務員の特別職に該当することから、地方自治法に基づき報酬を支給するため、報酬の額を定める改正を行い、公布の日から施行するもので、令和5年4月1日以後に開催した会議について適用するものであります。

次に、「議案第17号、三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましても、議案第15号と同様に、地方自治法等の改正により、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することに伴う文言整理等の所要の改正を行い、令和6年4月1日より施行するものであります。

次に、「議案第18号、三郷町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

奈良県において、令和6年度から全市町村の国民健康保険税率が統一されることから、これに対応するため所要の改正を行い、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、「議案第19号、三郷町ウォーターパーク条例の一部改正について」であります。

ウォーターパークの利用料金については、町内外料金の区分を設定するため、所要の改正を行い、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、「議案第20号、三郷町介護保険条例の一部改正について」であります。

介護保険法の改正により、介護保険料について、低所得者の保険料の減額、多段階化による高所得者の保険料の増額等が行われたことに伴い、本町においても所要の改正を行い、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、「議案第21号、三郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について」、「議案第22号、三郷町指定介護予防支援

等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」、「議案第23号、三郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」及び「議案第24号、三郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」は、いずれも省令により各基準が改正されたことに伴うもので、本町においても同様の改正を行い、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、「議案第25号、三郷町水道事業給水条例の一部改正について」及び「議案第26号、三郷町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」は、関連がありますので、一括してご説明いたします。

両条例等の改正につきましては、法改正により、令和6年度から水道法等に係る権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、所要の改正を行い、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、「議案第27号、三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」であります。

本条例改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、損害補償に係る補償基礎額が引き上げられたことに伴い、本町においても所要の改正を行い、令和6年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第28号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更について」であります。

本案につきましても、議案第26号及び議案第27号と同様に、令和6年度からの水道法に係る権限の移管に伴うもので、令和6年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第29号、令和4年度惣持寺地区調整池整備工事（特定都市河川浸水被害対策推進事業）工事請負変更契約の締結について」であります。

惣持寺地区において、浸水被害の抜本的対策として実施している調整池整備工事につきましても、材料費及び労務費等の高騰と、昨年発生した自然災害による施工現場の浸水被害の復旧に係る経費について契約額を変更するもので、令和4年

9月の定例会で議決いただきました契約金額に3億5,121万6,800円を増額し、変更後の契約金額を15億6,301万3,100円とするものであります。

続きまして、「報告第1号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」であります。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した「損害賠償の額の決定」について報告するものであります。

内容といたしましては、昨年11月9日に、子ども人権支援事業である「どんどん和太鼓」のため借り受けていた長胴太鼓2基の革部分に破損が確認されたため、修理費相当額として10万5,600円の損害賠償を支払うことで、相手方との示談が成立したものであります。

最後に、「報告第2号、寄附の受け入れについて」であります。

昨年12月20日に匿名の方から、障がい者福祉への活用をご希望され、現金100万円のご寄附をいただきました。心より厚くお礼を申し上げますとともに、有効、適切に活用させていただきます。

以上が、本定例会に提案をいたしました議案の主な内容であります。慎重審議を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（先山哲子） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔提案理由の説明〕

議長（先山哲子） 次に、日程第44、「発議第1号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

11番（辰己圭一） 議長。

議長（先山哲子） 11番、辰己圭一議員。

11番（辰己圭一）（登壇） 皆さん、おはようございます。それでは、議長のお許しをいただきまして、「発議第1号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書」について、提案理由を述べます。

我が国の森林面積は、国土面積3,779万ヘクタールのうち約7割、2,505万ヘクタールの森林があり、そのうち人工林面積は1,020万ヘクタールで、森林全体の約4割の面積を占めており、地球温暖化防止や国土保全、また、森林が水を蓄え、育みながら守る働きなどの水源涵養の公益的機能を有しており、SDGsの達成にも貢献するなど、国民全体にさまざまな恩恵をもたらしていま

す。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、森林には大気中の二酸化炭素の吸収源として大きな役割が期待される一方、森林面積の約7割を占め、人工林の高齢級化等が進み、環境省によると、この影響で、森林のCO₂吸収量は2014年度の5,220万トンから、2020年度は4,050万トンと、わずか6年で22%も減少し、一般家庭の年間排出量に換算すると400万世帯分に当たると言われており、森林吸収量が長期的に減少傾向にあることから、その向上を図ることが重要となっています。また、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手不足等が大きな課題となっております。

これらの機能を十全に果たすべく、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガスの排出削減目標の達成や、自然災害の防止等を図るため、間伐などの森林整備を着実に実施していくために必要な地方財源を安定的に確保する観点から、2019年（平成31年）3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、同年、令和元年度に森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。この財源については、喫緊の課題である森林整備に対応するため、森林経営管理制度の導入にあわせて、2019年度（令和元年度）から交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金により賄われておりますが、国税の森林環境税は、本年、令和6年度から1人年額1,000円を町民税、県民税の均等割とあわせて市区町村が賦課徴収することとされており、その税収の全額が森林環境譲与税として、市町村や都道府県へ譲与されることとなっております。1年間で約620億円の税収と言われておりますが、これは東日本大震災復興基本法の理念に基づき、平成26年度から令和5年度までの10年間にわたり、臨時的に住民税に年額1,000円が加算され賦課徴収されておりますが、臨時的措置が終了し、この復興特別税と入れ替わる形で本年、令和6年度から同額の森林環境税が国税として徴収されることとなっております。

現在、地方公共団体では、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理をする森林経営管理制度等に基づき、森林の整備のため、森林所有者へ意向調査に取り組んでおりますが、所有者不明や境界未確定の森林の存在、担い手不足等により想定以上のコストがかかっています。また、近年多発する豪雨により起こる土砂

崩れや洪水、浸水といった下流部の都市住民にも被害が及ぶ災害から国民の命を守るためには、さまざまな課題に対応した森林管理を進めていくことが必須となっております。

多くの森林を抱える奈良県はもとより、我が三郷町においても、台風などにより発生した風倒木の処理、今にも倒れそうな危険な樹木や放置竹林なども含め、さまざまな課題に早急に対応し、森林整備や人材育成、担い手の確保といった取り組みを今後本格化させていく必要があります。

しかしながら、市町村間における森林環境譲与税の配分割合は、令和6年度税制改正大綱では譲与税の配分割合について見直しが盛り込まれておりますが、現在、自治体への配分額は50%を私有の人工林面積、30%を人口、20%を林業就業者数とする基準で算定しており、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が多い都市部に配分額が過度に高くなり、森林整備を必要とする人口の少ない山間部の自治体では十分な事業財源が確保できず、配分額に影響を与えており、森林環境譲与税が効果的に使われていない現状が発生しております。

よって、国においては、森林の多い市町村が本当に必要としている森林整備をより一層推進することができるよう、実情を踏まえた配分割合の見直しなどについて、引き続き検討されるよう強く要望いたします。

以上が提案理由であります。議員各位におかれましては、趣旨ご理解いただきまして、ご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（先山哲子） 以上で提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（先山哲子） それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局主査（武田千晶） 朗読します。（別紙1頁～6頁）

以上でございます。

議長（先山哲子） ありがとうございます。

お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（先山哲子） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時ジャストといたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前11時00分

議長（先山哲子） 休憩を解き、再開します。

〔一般質問〕

議長（先山哲子） 日程第45、一般質問を行います。

三郷町議会会議規則第55条、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることはできないと規定されております。また、第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により、通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑になされますよう、よろしくお願いいたします。

なお、質問者は通告順第1番、高田好子議員であります。先般の議会運営委員会において、高田好子議員の一般質問3問目、不祥事再発防止についてと、通告順8番、神崎静代議員の一般質問1問目、前町長や町幹部職員と一部業者による官製談合防止法違法などの不正事件についてが関連することに決定しております。よって、議会運営の申し合わせのとおり、高田好子議員の一般質問終了後、神崎静代議員の関連する質問は2回までといたします。

それでは、6番、高田好子議員。一問一答方式で行います。

6番（高田好子） 議長。

議長（先山哲子） 高田好子議員。

6番（高田好子）（登壇） 皆さん、おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきました。6番、高田好子でございます。

初めに、本年元日の夕刻に発生した能登半島地震により、多くの方が亡くなりました。また、多くの方が今なお避難所生活を余儀なくされております。震災でお亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。

それでは、先般の通告の順に従い、一般質問させていただきます。

視覚障がい者の情報取得支援についてお伺いをいたします。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022年5

月に施行されました。全ての障がい者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通が極めて重要であり、障がい者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して制定されたものです。

しかし、視覚障がい者の方にとって日々の生活でのご苦勞は数多く、その中の一つに、情報取得や利用についての社会的障壁が挙げられています。現在、日本では疾病や高齢化などで文字が読みづらいという方は、推定160万人以上存在すると言われており、視覚障がい者による身体障害者手帳所持者は約30万人を超え、そのうち、点字が読める方の割合は約1割と言われております。高齢者の方や障がいのある方などを含め、誰もが必要とする情報にたどり着け、提供されている情報や機能を支障なく利用できることを意味するアクセシビリティへの配慮が必要であると考えます。

そこでお尋ねをいたします。地域生活支援事業における日常生活用具の中で、障がい支援者用の情報・意思疎通の支援用具として、点字ディスプレイや視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文字読み上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器等、給付対象となっております。点字が読める方の割合が1割という中で、本町ではどの程度の活用がされているのでしょうか。日常生活用具の中で、視覚障がい者用の情報・意思疎通支援用具の利用状況をお聞かせください。

また、視覚障がい者の方にとって、自分宛ての郵便物を自分で読みたい、必要な情報をきちんと受け取るようにしたいという思いは切実です。広報宣伝等のダイレクトメールや、役場等行政からの大切なお知らせが届けられても、その違いが分かりにくく、誤って捨ててしまうこともあるようです。視覚障がい者の方に対する町からの公的通知や情報提供の方法について、本町の現状をお聞かせください。視覚障がいのある方は、必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は音声や拡大文字によって情報を得ています。自宅に届く郵便物など、補助者による代読か、文字情報を音声に変換するなどして聞いておられます。

音声コードにUni-Voiceというものがあります。これは、日本視覚障がい者情報普及支援協会が開発したもので、紙媒体に掲載されている文字情報を約2センチメートル四方の2次元コードに変換したものです。無償で提供されて

いるアプリを使用することによって、2次元コードにスマートフォンをかざすだけで印刷物の内容を音声で読み上げるというもので、この音声コードには漢字を含めて約800文字を格納でき、19か国の多言語対応や、読み上げ速度も変えられ、Wi-Fi環境のない非通信環境でも利用可能で、Uni-Voiceの作成ソフトは自治体や国など公的機関には無償貸与されています。音声コードがついている印刷物の場合、紙媒体に切り欠き、こういう感じのものなんですけれども、こういうふうにここが切られているものになります。これが2次元コードということになります。切り欠きと呼ばれる半円の穴がついており、視覚障がい者の方がその部分に触れれば、音声コードがある位置が分かるようになっているため、誤って書類等を処分してしまうというリスクも低下します。音声コードを印刷物につけることで、アクセシビリティが格段に向上して、人にやさしい印刷物実現への可能性が高まることが考えられています。

そこで、伺いたいします。音声コードUni-Voiceについてどのように認識をされていますでしょうか、お聞かせください。よろしく願いいたします。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（先山哲子） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） おはようございます。よろしく願いします。

それでは、高田議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃいますように、令和4年5月25日に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、「全ての障がい者が共生する社会の実現を目的とし、障がい者による情報の取得利用や、意思疎通に係る施策等を総合的に推進すること」となっております。

まず、議員がご質問の地域生活支援事業における日常生活用具のうち、視覚障がい者用の情報・意思疎通支援用具の利用状況についてですが、本町には現在58名の視覚障がい者の方がおられ、情報・意思疎通支援用具の利用数については合計42件となっております。特に利用数の多いものとしたしまして、視覚障がい者用ポータブルレコーダーが17件、視覚障がい者用拡大読書器12件となっております。

次に、本町における視覚障がい者の方への公的通知等の現状ですが、今のところ公的通知等に機能はございませんが、ホームページにおいて、担当者が掲載内

容を編集する際に、視覚障がい者の方がパソコン等で利用する音声読み上げソフトが正常に作動する状態であることをチェックする機能があります。この機能を活用することで、編集の担当者は編集内容を音声読み上げソフトに適合した状態に修正した上で、ホームページへの掲載・公開を行っております。

また、広報紙におきましては、町の音声訳ボランティアグループ「カトレア会」にご協力いただくことで、広報紙の読み上げ音声データを作成し、ホームページ上で公開することで、視覚障がい者の方の情報取得支援の一つとして活用しております。

最後に、音声コード U n i - V o i c e につきましては、日本視覚障がい情報普及支援協会により提供されているツールであり、自治体向けに限り無償提供が行われております。令和6年1月末現在、全国で既に442の自治体で導入されており、県内でも奈良市をはじめ5団体が導入している状況です。このツールを活用することで、簡単な操作で、ワード等で作成した文書をスマートフォンアプリ等で読み取れる音声データの2次元コードに変換・作成することができます。役場からの通知文書を送付する際に、内容が音声変換された2次元コードを文書内に印字しておくなど、さまざまな活用方法が考えられます。

本町では、かねてから「誰一人取り残さないまちづくり」を目指して各種事業を進めております。U n i - V o i c e につきましては、インクルーシブの理念に沿った機能を備えたツールであり、「すこやか未来都市さんごう」を目指す本町といたしましても、今後、導入に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

6 番（高田好子） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

6 番（高田好子）（登壇） ただいま辰巳部長より、利用状況の確認等をさせていただきました。本町には58名の視覚障がい者の方がおられて、生活用具等を42件、合計で使っていただいているということで、主な用具のこともお聞きしましたけれども、それ以外にはどのような用具をお使いいただいているのかお聞きさせていただきます。

また、先ほども述べましたが、点字が読める方は全体の約1割程度しかおられません。点字が読めない方に対しては、先ほどカトレア会や、いろいろホームページ等でもやっていただいているということでしたけれども、公的通知等が分か

るように配慮していただいていますでしょうか。そちらもお聞かせください。

また、U n i - V o i c e については、導入のお考えを聞かせていただこうと思っておりましたところ、前向きに取り組んでいただけるということで、大変にうれしく、感謝申し上げます。また、導入をしていただくのはいつ頃の予定と考えられていますでしょうか。また、その導入がされた際にはしっかりと周知のほうも努めていただきたいと願っております。

音声コードは視覚障がい者の方をはじめ、文字が読みにくい高齢者や外国人の方も正確な情報を簡単に得ることができると考えています。今後、当事者の方が何を望まれているのかなど、お声もしっかりと聞いていただきたいと思います。視覚障がいをお持ちの方、また、高齢のために少し見にくいとか、病気のため見えにくくなったとか、いろいろな方がいらっしゃると思いますが、そういう方々がしっかりと読むということが当たり前になるように、しっかりと取り組みを進めていただくことをお願いいたし、ご答弁をお聞かせいただき、私の1問目の質問を終わらせていただきます。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（先山哲子） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、情報・意思疎通支援用具のその他の利用状況ということでございますが、盲人時計が4件、ラジオが3件、点字器2件、活字文書読み上げ装置が2件、パソコン周辺機器等で2件となっております。

次に、点字が読めない方への対応についてということでございますが、先ほども申し上げましたが、町から発送する文書等については、公的通知はございませんが、情報・意思疎通支援用具を活用していただくことや、また、外出の際にヘルパーが同行し、移動に必要な情報を提供しながら、移動の支援や排せつ、食事の介助など、障害者総合支援法の同行援護を利用することで、安心して外出できる福祉サービスをご利用いただいております。

最後に、U n i - V o i c e につきましては、全庁的に進めていかなければならない問題であると考えております。本町が住民の皆様へ通知する発送文書や案内、パンフレットについては多岐にわたり、かなりたくさんございますので、できる限り早い段階での導入をとすることは考えておりますが、先進地の自治体の

取り組み等を参考にさせていただき、また、事務作業やスケジュールなど、それぞれの課題を分析した上で、何とか6年度中に実施できればいいのかなと考えておりました、実施ができる際に当たりましては、周知につきましてはしっかりと行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（先山哲子） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

6番（高田好子） 議長。

議長（先山哲子） 6番、高田好子議員。

6番（高田好子）（登壇） A E D（自動体外式除細動器）の設置と更なる活用についてでございます。

日本では毎日多くの方が心臓突然死で命を失っており、心臓が原因で突然心停止となる人は、1年間で約7万9,000人に上り、1日約200人、7人に1人が心臓突然死で亡くなっています。その原因の多くは心室細動と呼ばれる重篤な不整脈で、心室細動になると、心臓は震えるのみで血液を送り出せなくなり、心停止の状態になります。数秒で意識を失い、数分で脳をはじめとした全身の細胞が死んでしまいます。

全国平均約9分で救急車が到着すると言われていますが、少しでも蘇生の可能性があれば、その可能性にかけた積極的な応急手当が望まれています。応急手当の一番の目的は、命を救うこと、救命にあります。そのことから、傷病者のいる現場で居合わせた人による迅速な救命活動が不可欠と言えます。

突然の心停止から救命するためにできることは、1、119番通報、2、胸骨圧迫、心臓マッサージ、3、A E Dによる電気ショックです。このうち、119番通報をして救急隊の到着を待っていたのでは、7%の人しか救命できません。しかし、胸骨圧迫、心臓マッサージをすることで約2倍近く、さらに、A E Dを用いた電気ショックを行うことで、突然の心停止の約半数の人を救うことができ、また、A E Dを使用して除細動を行った場合の1か月後の生存率が45.1%であるのに対して、行わずに救急車の到着を待った場合は10.3%であるというデータも出ております。また、A E Dは除細動が必要でない場合には通電されないなど、安全に設計されています。触ったことがない方には抵抗があると思いますが、正しく理解されることで助かる命があります。いざというときにA E Dが、

時間や場所などを特定するのではなく、使用できる環境を推進することは、町民の安心・安全を守ることに繋がると考えています。

そこでお尋ねいたします。町内におけるAEDの配置状況、また、町民の人命救助意識や認知度についてお聞かせください。また、先ほども述べたように、いち早く救命活動が生存率を上げることから、AEDの適正な配置、設置を求められています。幾らAEDの適正配置、設置がなされていても、高度管理医療機器であることから、保守点検、維持管理は重要であると考えますが、本町の現状をお聞かせください。

2021年9月議会でAEDについて質問した折に、女性のプライバシー保護や、AED屋外設置や、24時間使用可能な環境を整えるということで、町内のコンビニエンスストアにAED設置を提案させていただきました。2023年5月より、町内コンビニ3店舗に設置していただくことができ、店舗入り口にはAED設置を示すステッカーも貼られ、24時間開いているコンビニに近隣町よりも早く設置してもらえたことは、救命率向上を図り、救急救命に役立つ環境が少しずつ整ってきたのだと認識し、高く評価をしておりますが、現状の設置場所だけでは十分とは言えないと考えております。休日や夜間に使用することも想定し、学校を含む公共施設など、屋外に設置することが適している公共施設について、保管ボックスで屋外に設置するお考えはないでしょうか。

心停止から蘇生は1分1秒を争うため、傷病者が女性でもちゅうちょすることなく、適切かつ速やかにAEDを使用することが大変重要だと感じております。しかしながら、AEDのパッドが装着されるかどうかを調べた結果、男女差があることが指摘されています。緊急時とはいえ、傷病者が女性の場合、胸部素肌に直接パッドを貼り、スイッチを押すことにためらう人が多いことも現実で、一定の抵抗感があると分析されています。AED使用に対する心理的抵抗感の軽減を図り、女性傷病者のプライバシー保護や素早い処置につなげるため、AEDの箱の中に三角巾を配備できないでしょうか。三角巾が箱の中に入っていれば、心停止じゃなかったとしても、止血であったり、骨折の際の補助具としてなど使用することができ、傷病の具合によって大変役に立つものではないかと思っております。町のお考えをお伺いいたします。よろしく願いいたします。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（先山哲子） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、高田議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

一般的に、心室細動を伴う不整脈が起きると、1分経過するごとに10%助かる確率が減っていくと言われており、適切なAEDの使用により、大切な命が救われる可能性が大きく上昇します。このことから、町が管理するAEDといたしましては、ほぼ全ての公共施設23か所とコンビニエンスストア3か所に設置しております。町が管理する以外では、病院、介護施設、駅等で30台あり、町内には合計56台のAEDが設置されております。

なお、町管理のAEDはほぼ全てがリース契約であることから、その契約の中にパッド等の消耗品の交換、故障時の対応が含まれております。そして、耐用年数を超える前に再リース契約を行い、機器の入替えも行っていることから、適切に保守や維持管理を行っているものと考えております。

ご質問の、AEDの屋外設置についてであります。以前にも同様のご質問をいただき、これまで検討してまいりました。しかしながら、屋外型AEDについては、暑さ、寒さや雨風にも強い温度調節機能や、防水機能を持ち合わせた専用の収納ボックスが必要であり、電源や設置箇所、防犯対策をどうするかという課題や、夜間にどのように認知していただけるかという問題もあります。このことから、本町では、いつでもどなたでも緊急時に利用していただくことができ、認知もしやすいAEDの設置を優先して進めることとし、令和4年度から5年度にかけて、24時間使用可能なAEDとして、町内3か所のコンビニエンスストアに設置させていただいたところでございます。また、役場本庁舎のAEDについても、休日夜間も含めて24時間365日、宿直が在駐しておりますので、コンビニエンスストアと同様のAEDと考えております。

以上のことから、AEDの屋外設置については、引き続き費用対効果の観点から慎重に検討をさせていただきたいと考えております。

次に、AEDの使用時における女性傷病者への配慮についてでございます。

今回、議員ご提案の三角巾の使用は、安価かつ手軽に利用でき、プライバシー配慮として大変有用であると認識しております。このことから、町内3か所のコンビニエンスストアに設置しておりますAEDと役場本庁舎のAEDについては、既に三角巾と簡易的な使用方法を記載したマニュアルをあわせて設置させていただいております。今後、その他の町が管理するAEDについても、管理を行う担

当部署と協議、調整の上、できる限り早期に対応してまいりたいと考えております。

最後に、ご質問にありますように、A E Dの使用については、町民の人命救助意識や認知度が重要であります。また、まだまだ十分に周知されているとは考えておりません。このことから、緊急時に迅速かつ適切に使用できるよう、地域の自治会や自主防災会などに対しまして、西和消防署や消防団による救命救急講習を今後も引き続き積極的に推奨するとともに、町内のどこにA E Dが設置されているかについても、これまで以上に広く積極的な周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

6 番（高田好子） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

6 番（高田好子）（登壇） 今、加地部長のほうよりA E Dの配置状況などもお伺いをさせていただきました。町内に5 6台あるということでした。

その中で、屋外設置に対しては、安全性の担保やいろいろと課題があることは理解をしておりますが、やはり1分1秒を争う緊急時に、どこにあったかなと探すよりは、役場入り口や学校など、皆さんがよく知っている公共施設にあれば、とっさの判断のときに、人命救助の大きな手助けになることがあると感じておりますので、より効果的な、必要性の高い場所への屋外設置を、また慎重に検討していただけるというふうにありますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、以前にお願ひしていた三角巾、また、リーフ等をA E Dの箱の中に入れていただきたいということで、コンビニと役場庁舎内に入れていただいているということで、存じ上げておりませんでした。大変にありがとうございます。また、今後も町が管理しているものには増やしていきたいということもお聞かせいただきましたので、そちらのほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。また、そのときにはホームページ等にも、しっかりと周知も徹底していただけたらありがたいなというふうにお願ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、A E Dを設置していただき、女性のプライバシーにも配慮していただく中で、A E Dを使っていく人を増やしていくこともとても重要だと感じております。A E Dを使う際の注意点なども周知と啓発をしていただける救命講習も、今

もやっていただいておりますが、ぜひとも回数等も増やしていただいて、助かる命を助けていただくことが、皆様に大切なことだと呼びかけを行っていただきたいと思っておりますが、さらなる救命救急に役立つ環境整備の強化を期待いたしまして、救命救急の回数等も増やしていただけるのかということと、また、ホームページの周知を行っていただけるかという答弁をお伺いいたしまして、私の2問目の質問を終了させていただきます。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（先山哲子） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

屋外設置の関連につきましては、安心・安全の観点から、多くのAEDが24時間利用できることが望ましいことは十分理解しているところでございます。しかしながら、盗難であったりいたずらといった管理面があるので、費用対効果を考えますと、今のところはちょっと困難と思っております。今後の検討課題にはしていきたいなと考えているところでございます。

そしてまた、ホームページなどで周知を、三角巾とかも、それも含めてということでございます。ホームページに限らず、広報紙であったりフェイスブックなどを使って、広く、そして定期的にこれからは周知をしてまいりたいなと考えております。そしてまた、救命救急講習の関連でございますが、回数のほうですね、これから今まで以上に増やしていけるようには考えていきたいと思っております。自治会や自主防災組織などと連携を図りまして、西和消防署、消防団による講習は引き続き積極的に、回数は増やしていきたいなと思います。

そしてまた、使用に対する恐怖感というところで、いざというときに利用の妨げになっているのではないかなというふうにも考えております。これらを払拭するためには日頃のこのような訓練、講習が非常に必要になってくるのかな、効果があるのかなというふうに思っておりますので、これからは積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（先山哲子） 2問目の質問は終了いたしました。

続きまして、3問目の質問に移ります。

6番（高田好子） 議長。

議長（先山哲子） 6番、高田好子議員。

6番（高田好子）（登壇） 不祥事再発防止についてお伺いをいたします。

2020年10月、町が発注した保育園の建て替え事業に関する入札情報を森前町長が事前に漏らし、入札の公正を害したとして、官製談合防止法違反の罪で在宅起訴となり、また、別の工事の入札情報を漏らすなどとしたとして、同罪などで、町職員2名も在宅起訴されました。この事件は町民に大きな衝撃と不安を与え、町民の期待を裏切ったばかりではなく、町政に対する信頼を著しく失墜させ、地方公務員としての信用を大きく傷つけた責任は重く、住民の不信感は募るばかりです。このような事態に至ったことは非常に残念であり、二元代表制の一翼を担う議会議員としても、監視体制に問題はなかったのかなどについて検証しなければならないと考え、改めて議会議員の役割と責任を深く認識し、町民の信頼回復に努めていかなければならないと思っております。

町において捜査に全面的に協力をされてこられたと思いますが、いま一度、このたびの事態を深刻に受け止め、事件の背景や事実を検証し、このような不祥事が二度と起こらないよう万全の措置を講じていただき、今後、町民への信頼回復と同時に、不祥事再発防止のための抜本的な綱紀粛正について、どのような対応をお考えでしょうか。今回、2名の職員が起訴されましたが、その2人以外にも業者への設計金額を漏らしていたり、また、業者から飲食等の接待を受けている者等、町職員として処分を受ける者はいないでしょうか。

事件が起こる前までの役場内の雰囲気や空気感等が、いつ頃からか、違和感を少なからず感じるようになっておりました。この件について、職員への内部調査として、全部署への聞き取りやアンケートは行われたのでしょうか。まだ知らされていないところを明らかにすべきではないでしょうか。また、外部有識者、第三者を入れた不祥事防止対策協議会等を設置し、透明性、公平性を確保した上で、原因の究明や、入札制度の見直しを含めた再発防止についてもご見解をお聞かせください。よろしく願いいたします。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（先山哲子） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、高田議員の3問目のご質問にお答えさせていただきます。

今回の事件のこれまでの経緯については、既にご承知のことと存じますが、改

めて簡単に振り返りますと、昨年10月3日に役場本庁舎をはじめ、3施設9部署において、大阪地検特捜部による強制家宅捜索が行われました。以後、前町長をはじめ複数の職員が任意での事情聴取を受け、検察による捜査が続いておりましたが、昨年12月21日に前町長が官製談合防止法違反、そして、前環境整備部長と前都市建設課長が官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害により、在宅起訴されることとなりました。この起訴を受け、前町長におかれましては12月28日に辞職届を提出され、本年1月17日付をもって失職となりました。また、職員2名につきましては、1月1日付で起訴休職の分限処分としております。

今回の事件によりまして、議員の皆様をはじめ、何より町民の皆様にも多大なご心配とご迷惑をおかけし、町政に対する大きな不信感を招く事態となってしまったことは痛恨の極みであり、改めて深くおわび申し上げる次第でございます。今後、町民の皆様の信頼回復のための対策といたしまして、次の三つの観点から取り組んでまいりたいと考えております。

1点目は、事件の検証と入札制度改革です。これから公判が進む中で明らかになる事件の背景や経緯について、しっかりと検証を行い、同時に、本町の入札制度に問題点がなかったのか、また、不正が起きない仕組みづくりについても検証していく必要があると考えております。この入札制度改革については、先般、副町長以下、部長級で構成される入札契約制度改革検討委員会の中でも協議したところであり、改善できる部分は、来年度から早速実施してまいります。また、ご質問にありますが、今後、新たに外部の有識者が参加する、仮称ではありますが、「官製談合再発防止検討委員会」などの組織を立ち上げ、本町として事件をしっかりと検証・総括し、入札制度改革について一定の結論を出してまいりたいと考えております。

2点目は、職員の処分と事情聴取です。先ほど申し述べましたとおり、事件の背景や詳細が今後の公判で明らかになることから、これから公判の状況を注視しつつ、適切な時期に起訴された職員への事情聴取を行い、厳正な処分をしなければならないと考えております。また、ご質問にありますが、全部署や全職員への聞き取りやアンケートを実施する予定は現在のところありませんが、起訴されていない職員についても、公判の中で一定の事実が判明した場合は、必要に応じて内部調査や事情聴取を行い、しかるべき対応を行ってまいります。また、事件に直

接関わっていない職員の心のケアについては、職員からそのような訴えがあった場合には、適切に対応してまいります。

最後に、3点目、再発防止策に関してですが、入札制度改革を行いながら、あわせて職員のコンプライアンス意識の共有と職員倫理の向上を図ることが重要であると考えております。このことから、去る1月24日と25日に全管理職を対象にコンプライアンス研修を実施したところでございます。今後、一般職にも研修を実施するとともに、来年度以降は官製談合防止など専門的なテーマによる研修も実施しながら、不正を許さない仕組みづくりとコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

また、あわせまして、町民の信頼を取り戻すため、行政手続全般の見直しや改善を図り、同時にデジタル化を進めながら、開かれた透明性のある公正・公平な行政を推進してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

6番（高田好子） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） ただいま加地部長より、信頼回復の取り組みとか再発防止に向けてさまざまお聞かせをいただきました。

その中から、少しちょっと質問をさせていただきたいと思いますが、法令遵守のためのコンプライアンス研修を管理職の方に、1月24と25日の2日に分けてされたということですが、内容の中身、差し支えなければ教えていただきたいと思います。それと、先ほども言っていたように、一過性に終わらずに、今後も研修は行っていただけるということでしたので、また一般職員の研修もあわせてしっかりと行っていただきたいと思います。また、一般職員の方の研修等はいつ頃をお考えになられますでしょうか。

また、入札制度の見直しとして、副町長をはじめ幹部の方での入札契約制度改革検討委員会の中で、官製談合のことをしっかりと、来年度からもやっていくということもお聞かせいただいておりますので、またそちらのほうも、入札制度も大切ですので、しっかりと見直しもやっていただきたいと思います。また、分かっているかもしれませんが、官製談合再発防止検討委員会の立ち上げをしていただくということでしたけれども、その委員会のメンバーの構成メンバーや、また、どれぐらいのペースで検討委員会を開催されるのか、また、報告書等、また

答申等は、作成されるのはいつ頃を目途に考えておられますでしょうか。

また、あわせて、今回の事件を受けて、組織としての官製談合防止、意思の明確化を行うため、コンプライアンスマニュアルや、不当要求への対応策等を作成してはどうでしょうか、お伺いいたします。

また、起訴された職員2人については、現在も職員であり、2人の裁判について、今後、町としてはどのような対応をされていきますでしょうか。2人が起訴されたのは事実であります、あの部署に違った職員がついていたら、2人の職員が起訴されるようなことはなかったのでしょうか。それとも、違う職員であれ、同じ結果になったのでしょうか。森町政のもと、職員が起訴されるような、あってはならない状況にあり、今回の不祥事に対して、執行部としての姿勢、責任をどのように受け止め、今後どのようにして信頼回復、再発防止に取り組んでいかれるのか、副町長、教育長、それぞれにお尋ねいたします。よろしくお願いたします。

副町長（池田朝博） 議長。

議長（先山哲子） 池田副町長。

副町長（池田朝博）（登壇） それでは、高田議員の3問目、再質問について、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

ご質問の中では、私もしくは及び教育長もというようなことでございましたが、いずれも町の幹部でありながら、今回の件は、特に町長部局での事案であるというふうに関係を捉えております。そのことから、教育長も同じ考えだと思えますが、教育長の分も含めて、私のほうから代表して回答させていただくことを、まずもってご了解をいただきたいなというふうに思えます。それから、再質問の中での質問項目ですけれども、大変多岐にわたっているかというふうに思えます。ちょっと控えをさせていただいておりますが、順序が前後するかもしれませんが、その辺はご了承をお願いしたいというふうに思えます。

まずもって今回、職員2名が在宅起訴ということで、その職員の対応についてお尋ねをいただいたかと思うんですけれども、先ほどの総務部長との答弁にも関連してくるわけですけれども、やはりその公判の中で、職員が関わった背景なりというのが新たになってくるのではないかというふうに思えます。その質疑の中で、職員、該当する職員が、裁判の中でいろいろなお話をさせていただくこととなると思いますが、その内容によって、場合によれば、今回在宅起訴を受けた2

名の職員以外の職員の件も言及されるおそれもございます。そういうふうになってきた場合に、当然何らかの、在宅起訴ではないですが、何らかの事案があったのではないかとということが分かってくれば、その職員も含めて、町としても事情を聴取し、場合によれば、その内容に応じて対処していく必要があるかと思いますが、今の段階では、まだ公判も始まっておりません。また、今回在宅起訴を受けておる2名の職員に関しても、まだ公判も始まっておりませんので、取り調べというか、地検のほうでの取り調べの内容については、まだ公にできない部分が大半であるというふうに聞いておりますので、詳しい事情は承知はしておりませんが、その公判の中で分かってくる内容についても含めて、今後の対応、また、その2名の職員も含めてですけれども、対応をしっかりと対処してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、コンプライアンス研修の件でございます。これも先ほど総務部長からお答えをさせていただきましてとおり、既に管理職は2日にわたって研修を行いました。また、一般職も今年度末、3月末までに、職員を対象としたコンプライアンス研修を実施したいと予定しております。なお、そこで終わるのではなくて、来年度予算でも計上させていただいておりますが、やっぱりそういうコンプライアンスに関して、今回の事案を受けて、やはりそれに特化した知見をお持ちの方、もしくは、場合によれば法的なことという観点から、弁護士なんかも想定した、法的な観点からのコンプライアンス研修などなども実施をしていく必要があるかというふうに思います。したがって、今、どんな形でコンプライアンス研修をどのタイミングで実施できるかということについては、明言はできないわけですが、より効率的、有効な、そして、二度と同じような過ちが発生しないということを前提とした、職員全体の研修を徹底的に行ってまいりたいというふうに思っております。

続きまして、再発防止の検討委員会、これも新年度になってしまうかと思うんですが、その検討委員会、仮称であるということで、総務部長も申しておりますが、その検討委員会というのは当然組織をする必要があるだろうと。どうしても役場内部、職員だけでやっているようでは、やっぱり身内かわいいになってはいけませんし、また、外部から見たときに甘さのない、しっかりとした強固なる体制を取るには、やっぱり外部の意見が大変重要やというふうに考えております。どなたにその検討委員会に入っていただくのがいいのかも含めて、これから検討

するわけですが、今考えられるところとしては、例えば、他のそういう検討委員会の事例を見ていきますと、弁護士であるとか、例えば上部組織である奈良県の場合、三郷町の場合は県の職員で、そういう入札に関わっている県職員さん、それと公認会計士など、そういういろんな知見、幅広い知見をお持ちの方にも参画をいただきながら、どうしても内々でやるのではなくて、外部から見たときに、それが公平性、透明性につながっていくのかということもご議論いただく場として、いろんな知見の方を対象に、検討委員会を開かせていただきたいというふうに思います。

したがいまして、まだそのメンバーもしっかりとしたものがございませんので、いつ頃開いて、どれぐらいまでにその結果をまとめるんだというようなことをお尋ねいただいてたかと思うんですけども、極力短期間で集中的にとは思っておりますけども、やはり外部委員の日程もございませぬ関係上、ちょっとここでは、いつまでにというふうに申し上げれたらいいんですけども、明確なことは申し上げられませぬけども、できるだけ早期にということで、目途としては6年度の中頃までには何とかならへんのかなということ、早急に進めてまいりたい、このように考えているところでございます。当然、その検討委員会の中で開かれて、ある一定のまとめができた段階では、当然、集約した報告といえますか、報告書なり方向性を示すものが出来上がってこようかと思っておりますので、その時期についても、ちょっと今の段階では不透明ではありますが、年度途中までには何とかできたらというふうに考えております。

あと、再発防止、不当要求のマニュアル作成のことについてもお尋ねをいただいております。これについても、不当要求に関しましては、既にもう三郷町内では要綱は策定をさせていただいておるわけなんですけども、それだけでは不十分であろうというふうに考えておりますので、再発防止マニュアルということで、全ての、今回のことを十分に踏まえたマニュアル的なものは、並行して策定をしていくということになろうかというふうに思っております。

なお、これらのことを踏まえ、また、今回の出来事に対して、町の幹部の一員である私、もしくは教育長はどのように受け止めをしているのかということのご質問であったかと思っております。これまでも経緯を説明する中で申し上げてきたかもしれませんが、やはり町の理事者の一員として、今回の件、あつてはならないことができてしまったわけです。その原因といえますか、要因の一因は、確かに私

にあらうかというふうに思っております。今回の件、責任についてはやはり重く受け止めて、その対処を素早くすることが私の責務であらうというふうに思っております。したがって、いろんなバックボーンといいますか、背景もあったかもしれません。しかしながら、このようなことが起きたという一因の中にはやはり、事業部関係の職員が今回、対象になっているわけですが、その職員の同部署への配置がある一定長過ぎたのではないかなというようにご指摘もいただいております。事業部は、やはりどうしても技術的なことがございます関係上、技師としての職員の配置がどうしても優先されてしまいます。一般事務職ではなかなか分かりづらいところもある関係上もありまして、技師がそちらの部署に配属することが多いんですけども、その技師の数がもう足りていません。したがって、同じような職員が同じような部署に長らく勤務をしていたというのも一つの要因ではないかなというふうに、反省をしているところでございます。その辺も含めまして、職員の配置も含めて、やはり今後は検討していくべきなのかなということで、大変反省を重ねているところでございます。

いずれにいたしましても、今回の出来事、もう何度も申し上げているようなんですけども、まずもって、議員の皆様方だけではなくて、町民の皆様にも多大なるご心配と、町に対する不信感を持つような結果を招いてしまったということに、本当に深くおわびを申し上げるとともに、二度とこのようなことがあってはならないということでの再発防止に全力を尽くしてまいりたいというふうに考えているところでございます。十分なお答えになっているかどうかは分かりませんが、今の私が受け止めておるところを踏まえて、今後、取り組みを万全に進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

6 番（高田好子） 議長。

議長（先山哲子） 再々質問を許します。

6 番（高田好子）（登壇） ただいま、副町長のほうよりさまざま内容等もお聞かせいただいて、官製談合防止検討委員会の立ち上げ等も急いで、しっかりと中身もある、やっていくということで、今年度中、半ばにはできればということで、決意等もお聞かせをいただきました。本当にあってはならない事件だと思っておりますので、もう一度皆さんで検討をしっかりとさせていただきたいなというふうに思っております。

今回これから公判が始まっていて、処分される者を探し出すという目的ではなく、前町長と2人の起訴された職員とでは、罪の重さが違うと思っております。そのことを住民の皆様にも知っていただくには、潜在的な問題点を洗い出す必要があります、そして、町職員には意識改革に真剣に取り組んでいただきたいと思っております。

木谷町長は初登庁の折に、町政のあらゆる面において健全であること、そして健やかであることを目指して、一丸となって進んでいく、町政の改革に取り組んでいくと述べられていました。町長も就任してすぐにこの事件の対応にご苦労があると思いますが、この事件の真相をつかむこと、選挙公約にもあった、あらゆる不透明、不公平な慣習を一掃することに期待をされて当選されたのだと思っております。今回の事件を肝に銘じ、再発防止に全力で取り組むことが町民の負託に応えることになり、信頼回復につながると確信をしております。また、就任された今だからこそ、職員のモチベーションややる気を高めるため、行政サービスの向上を図るため、職員一人ひとりと対話を重ね、風通しのよい職場環境づくりにも、町長自ら先頭に立ち進めていただきたいと思っております。

そこで、町長にもこの事件に対して、具体的にどのような取り組みを早急に実行されるのかをお聞かせいただき、私の全ての質問を終了させていただきます。

町長（木谷慎一郎） 議長。

議長（先山哲子） 木谷町長。

町長（木谷慎一郎）（登壇） 高田議員の再々質問にお答えいたします。

私、三郷町政の改革に取り組むということで主張いたしまして、三郷町を健やかな町にしていくということで、信託をいただきまして、当選いたしました。先ほどもおっしゃっていただきましたけども、真相をつかむ、不透明な慣習を一掃するということがお約束しております。それから、具体的にどのような取り組みをするかというところなんですけども、これに関しては、まずは令和6年当初から、できるところは、まずは入札の制度を変えていくというところなんですけれども、さらに抜本的な対策については、先ほどの副町長のお話もありましたとおり、改革検討委員会を設けた上で、有識者を交えてしっかり議論をしていきたい、そこをなるべく早い段階、先ほど令和6年半ばということでありましたけども、そこを目指して皆様で、有識者を交えてしっかり議論をしていって、早期に結論を出したいというふうに考えております。

以上です。

議長（先山哲子） 6番、高田好子議員の質問は終了しました。

続きまして、関連質問として、1番、神崎静代議員。再質問を許します。

1番（神崎静代） 議長。

議長（先山哲子） 神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） 議席番号1番、神崎です。よろしく申し上げます。関連質問ということで、前町長や町幹部職員と一部業者による官製談合防止法違反などの不正事件についてお尋ねをいたします。

高田議員のほうから詳しくいろいろとご質問があつて、お答えもありましたので、私のほうからは、町長に対してちょっとお聞きしたいと思っています。

町長は3期目の途中だったんですけれども、森町長るとき、時代というのを、やっぱり議員として見てこられたと思います。今回、こういう不祥事件が起こってなられたわけですので、どのように見てこられたかということも含めてなんですけれども、今、お答えいただいたことはもうすごい、みんなどれも大切なことばかりだったと思います。特に綱紀肅正については、特に大切だなと私は思っております。今回の不正事件について、木谷新町長が議員として見てこられて、原因としてどんなことがあったのかと考えておられるのかなというのを、今もいろいろありましたけれども、それ以外に何かあれば、また、それについて何か、今、副町長はじめいろいろお答えになったこと以外に何かあるようでしたら、お答え願いたいなと思っております。

特に、公平公正を旨としてずっと議員もやってこられたと、さっきも所信表明のときにおっしゃっていただきましたので、その辺を含めて、やっぱりそういうことも含めた上で、今の町の状態がどうだったのかというような、原因がなかったのか、何かあるとお考えなのかどうかということをちょっと、お答え願いたいと思います。

今、副町長のほうが、やっぱり同じ人が同じ部署に、技術職ということもあつて、なかなか難しいんだとおっしゃっていましたが、それはかなり大きな原因があるんじゃないかなと思います。銀行なんかでは、結構そういうことが起こらないよということ、結構転勤が早くあつたりするようなことも聞いていますので、やっぱりそういったことも含めて、町長のお考えをお聞かせください。

町長（木谷慎一郎） 議長。

議長（先山哲子） 木谷町長。

町長（木谷慎一郎）（登壇） 神崎議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘いただきましたとおり、私、これまで三郷町議会議員として、前町長の町政を身近で見てきた立場ということもございまして、もう本当に今回、このような事件が起きまして、町政の信頼が失墜してしまったことに関しては、議会議員としての私の責任を思うところも含めて、ざんきの念に堪えないと言わざるを得ません。このたび、議会議員各位や町民の皆様のご信託をいただきまして、町政をあずかる責任者となりましたけども、今改めて強く思いますのは、今回の事件で失った町民の皆様の信頼を一日も早く取り戻す、これが私に対する、まず第一に求められていることであろうというふうに考えております。こちらに関しては全力で取り組んでいきたいというふうに思っております。

ただ、ご質問の中の、原因がどんなところにあるかということに関してなんですけども、もうこれに関しては本当に、これから公判が進む中で事件の事実関係や背景など、経緯が明らかになってくるかと思いますが、何分、事実が確定していない中ということですので、町長という立場上、公式な場で、現段階で推測でお答えすることができないということについて、ご理解をいただければと思います。大変申し訳ありませんが、現時点での回答はいたしかねるということになります。ただ、副町長の答弁にもありましたとおり、技術職員が長年、特定の部署でということに関しては、確かに原因の一因になり得るという認識は、私も思っておりますので、そこに関しては、今後の検討で改善していきたいというふうに考えております。

最後に、まず先ほどの神崎議員からのお話もありましたとおり、私自身、公平公正を旨として諸活動を行ってきた身ですので、もう今後も、自ら律することで倫理意識を高めて、そして、職員には研修等を通じてコンプライアンスの意識を本当に浸透徹底をしながら、二度と不正を起こさない、起こせないと言ってもいい、そういう形を目指して組織を構築していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 番（神崎静代） 議長。

議長（先山哲子） 再々質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） これは私の考えですけれども、今回の不正事件の原因の一

つとして、私は、同和対策措置法が2002年に失効しまして20年以上がたっていますけれども、いまだに同和対策を引き継いだ事業が行われているというのも一つ、原因にあるんじゃないかと思います。そういう地域もなくなった、法律的にはなくなったにもかかわらず、ある団体や地域に対して特別扱い、優遇しているということで言えば、今回、ある業者に、特定の業者に情報を漏らして、優遇、特別扱いをしているということとつながるところがあるんじゃないかなと思っています。

やっぱりそういう不公正な、特別扱いをするような不公正なことを続けているということが、やっぱり、この業者にはちょっと頑張ってもらいたいと思ったから、予定価格を漏らしたというようなことにつながったんじゃないかなというふうなことも思っております。だからやっぱり、いろんなあらゆる不公正な面を正していかなければならないと思っていますけれども、今私が言ったことについてはどのようにお考えですか。

町長（木谷慎一郎） 議長。

議長（先山哲子） 木谷町長。

町長（木谷慎一郎）（登壇） 神崎議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど神崎議員がご指摘いただきました、原因と思われる要素、それに関して、私としては、やはりあくまでそのような臆測といいますか、推測に基づいた、ちょっとベースでお話しをするということはなかなかできないので、ご容赦いただきたいんですけども、そのようなご指摘に関しては真摯に受け止めまして、今後の対策に生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（先山哲子） 1番、神崎静代議員の質問は終了しました。

6番、高田好子議員と1番、神崎静代議員の関連質問は以上をもって終結します。

ここで暫時休憩といたします。再開、午後1時20分とします。

休 憩 午後 0時08分

再 開 午後 1時20分

議長（先山哲子） 休憩を解き再開いたします。

それでは、4番、奥山一臣議員。

4番（奥山一臣） 議長。

議長（先山哲子） 奥山一臣議員。

4 番（奥山一臣）（登壇） 議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

議席番号 4 番、奥山一臣でございます。

まず初めに、能登半島地震により被災された皆様にお見舞い申し上げるとともに、早い復興をお祈り申し上げます。

私から質問させていただくのは、災害に強い三郷町のまちづくりのための無電柱化の取り組みについてです。冒頭にも申し上げましたが、本年 1 月 1 日に能登半島にて大きな地震が発生し、被災地ではまだまだ多くの方が避難されている状況です。私達の住む三郷町にも近い将来に起こるとされる南海トラフ地震の想定震度は震度 6 強となっており、自然豊かな三郷町だからこそ、災害発生時には大きな被害が及ぶことも予想されます。そんな災害が発生したときに、自衛隊や警察、消防などの緊急車両の通行が電柱の倒壊等に阻害される可能性があります。また、そのような大きな災害でなくても、豪雨や台風によって起こり得る飛来物による停電や、倒木による電柱倒壊のリスクも、無電柱化によって軽減されると考えます。

さらに、三郷町には歩道部分が狭い道路が多くあり、その狭い道路に電柱が建っており、自転車や歩行者が通行しにくくなってしまっている箇所もあります。自動車道路においても同じように、電柱がなければスムーズに対向できる箇所も多くあり、そういった防災性や道路の快適性の面からも、無電柱化は大変意味のあることだと考えます。

また、違う側面ですけれども、観光の面としても、龍田大社、三室山、龍田古道、信貴山地区など、観光資源としてもすばらしい景観を持つ観光地を無電柱化することで景観を良好にして、例えば映画のロケ地や、今はやりのインスタ映えのスポットなどとしてもますます発展する可能性もございます。もちろんコスト面のデメリットもありますが、平成 29 年から国の推進する無電柱化推進計画に合わせて、今後三郷町として無電柱化を進めていかれる考えはおありか、お聞かせ願います。

環境整備部長（安井規雄） 議長。

議長（先山哲子） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） よろしくお願ひいたします。奥山議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、令和6年1月1日に石川県能登半島地方を震源とする最大震度7の地震が発生し、3月5日時点の発表によりますと、死者241名、家屋の全半壊2万1,355棟という甚大な被害が発生いたしました。そして、被災地では現在も避難所生活を余儀なくされる方が大勢おられるなど、完全な復興はいまだ目途が立っていない状況であります。

議員ご質問の電柱につきましては、今回の能登半島地震では約1,200本の電柱が傾いたり折れたりする被害が起きており、その影響で、避難所経路の寸断や緊急車両運行障害など、電柱の崩壊が被災地の復興を妨げる要因の一つとなっています。

本町におきましても、南海トラフ地震をはじめ、生駒断層帯に起因した地震など、近い将来大規模な地震発生が予想されており、災害対策は喫緊の課題となっております。

無電柱化施策を推進するため、平成28年12月に無電柱化の推進に関する法律が成立し、奈良県におきましても令和元年10月に奈良県無電柱化推進計画が策定され、道路の無電柱化に向けまして、まず災害時の緊急輸送道路や市町村が選定する避難路について、無電柱化を優先的に進めていく方針が示されました。

本町ではこれを受けまして、令和5年3月17日付で、三郷町内の緊急輸送道路について、道路法第37条第1項に基づく道路の占用を制限する区域指定の告示を行ったところであり、この告示により、三郷町内の緊急輸送道路8路線につきましては、原則として新たに電柱を設置できないこととなりました。

無電柱化の推進は、災害に強い町になるだけでなく、電線や電柱がなくなることによる町の景観向上、通行の快適性向上など、さまざまなメリットが期待できます。

しかし、その一方で無電柱化はコストが高く、電柱設置と比べ約10倍の費用がかかるという試算も出ており、電力会社等の負担による無電柱化を急激に推し進めた場合は、電気料金等の急激な値上げ等も懸念されます。

本町におきましても無電柱化のメリットは大きいことから、将来的に新設道路の築造や大規模開発など、タイミングが合えば進めていければと思っておりますが、国や県、周辺自治体の動向を注視しつつ、電線等管理者や地域住民の意向等も踏まえ、今後検討していければと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

4 番（奥山一臣） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

4 番（奥山一臣）（登壇） ご答弁ありがとうございます。お気づきの方も多いかと思いますが、令和3年の6月議会で同じような質問がされております。回答についても今、聞かせていただきました。同じような内容で回答されておりますが、三郷町として無電柱化に取り組もうとしていただいていることが、一つ示された部分が増えておりました。令和5年3月より告示していただいた緊急用輸送道路に新たな電柱を設置しないということから、三郷町が前向きに検討してくださっているのだということは理解できました。

そこで、改めてお聞かせいただきたいのですが、ご答弁の中で、新設道路や大規模開発の築造などというタイミングがあれば進めていくというお話があったのですが、今現在計画されている惣持寺地区遊水池、あと、大規模な建設があるかと思うのですが、また、その辺も含めて、何かこの三郷町の中で具体的に計画されている場所があるのでしょうか、お聞かせください。お願いいたします。

環境整備部長（安井規雄） 議長。

議長（先山哲子） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） 奥山議員の再質問にお答えいたします。

現在、大規模開発等を予定されているのが、今ご質問でもありましたように、惣持寺地区の民間開発の宅地造成の部分でございます。今、三郷町として把握しています大規模な開発ということでは、今答えさせていただいたところでございます。タイミングが合えばということで考えておりました。今の惣持寺地区の民間開発の業者の方にも、無電柱をお願いできないかということで担当のほうからも依頼はさせていただいたんですけども、今現在、なかなか実現は難しいというふうに聞いております。なかなか町主体で無電柱化を進めていくところは難しい面もあるんですけども、三郷町、基礎自治体としてできることは何かということを中心に考えながら、対策を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

4 番（奥山一臣） 議長。

議長（先山哲子） 再々質問を許します。

4 番（奥山一臣）（登壇） ご答弁ありがとうございます。

具体的に場所を挙げて言わせていただいて、そこに対しても働きかけはしてい

ただいているんだなということは、一住民としても非常にありがたいことだなど
思います。もちろん、コスト面が大きな障壁となつてまいります。以前もありま
したように、1キロ5.6億円という規模の予算がかかつてまいります。ただ、
あれから3年たつて、今現在、側溝を使って浅い位置で、例えば線を通してやる
ような工事も、地方によっては行われていると聞いております。なので、歩みを
止めることなく、もちろん住民の生命と財産が一番だということは多分同じ思い
だと思いますので、これからも諦めずに進めていっていただけることをお願い
いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（先山哲子） 4番、奥山一臣議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、8番、澤 美穂議員。一問一答方式で行います。

8番（澤 美穂） 議長。

議長（先山哲子） 澤 美穂議員。

8番（澤 美穂）（登壇） 皆様、こんにちは。8番、澤 美穂でございます。

質問の前に、能登半島地震におきましてお亡くなりになられた方のご遺族に対
しまして、心からのお悔やみを申し上げ、被災された方にお見舞いを申し上げ、
一日も早い復興を心からお祈りいたします。

それではまず、私の1番目の質問、見守りビーコンの無償化対象を中学生まで
拡大をについて質問をいたします。昨年の新学期より導入していただき、現在、
小学生のみを無償化対象とされている見守りビーコンでございますが、保護者の
方からは大好評をいただいております。昨年の4月21日にNHKのニュースで
取り上げられたことから、ご覧になった対象のお子さんがない住民さんにもビ
ーコンの存在が広く知れ渡り、すばらしい取り組みだとのお褒めの言葉もいた
だいております。

来月、1年間しか使用していない6年生が中学生になります。北小学校の卒業
生は校区外へ出ることになり、部活もあることから、帰宅する時間もばらばらと
なる可能性もあり、今までのなかよし会のように、集団で登下校することが難し
くなります。三郷中学校正門前にも受信機を追加設置していることもあり、無償
化の対象を中学校卒業までの希望する生徒へ拡大することを要望いたしますが、
いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（先山哲子） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。それでは、澤議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

本町の登下校時の安全対策といたしまして、見守りや下校時パトロールの実施、防犯カメラの設置等、従来の取り組みに加え、令和5年度より防犯カメラの設置場所を中心に受信機を設置し、受信機を携帯した子どもが通過した情報をメール等で保護者やご家族がリアルタイムに確認することができる見守りシステムを導入しており、本年1月末におきまして、小学校では93.9%と高い利用率となっており、保護者負担で利用されている中学生につきましても、21名となっております。

なお、本システムを運用するに当たり、保護者がシステム業者と直接契約することから、本来であれば月額利用料は保護者負担となるところですが、経済的理由により利用できない児童がないよう、小学校全員の利用料を公費負担としているところであります。

今回、見守りビーコンの無償化対象を中学校卒業までの希望する生徒へ拡大してはどうかのご質問でございますけれども、議員おっしゃるよう、中学校は部活動もあり、集団下校がなく、下校時間もそれぞれ異なることから、ご心配されるご家庭もおられるかと思えます。そのような中、昨年11月に見守りビーコンの利用者について、小学生の保護者の方を対象にアンケートを実施いたしました。その結果、「現在中学生の利用料は個人負担ですが、中学生になっても利用したいですか」との問いに、「個人負担となっても利用したい」が約1割、「利用料が町負担であれば利用したい」が約7割の回答があり、合わせて約8割の方が中学生になっても利用したいという結果となりました。

また、本年1月に開催いたしました定例教育委員会で本アンケート結果を報告した際、教育委員からも、「希望される保護者が多いことから、希望者には町が利用料を負担してもよいのでは」とのご意見をいただいております。しかしながら、先ほど答弁いたしましたが、約7割の保護者の方が「利用料が町負担であれば利用したい」と思っておられますが、無料でできるのであれば、当然そう思われるのではないのでしょうか。また、「個人負担でも利用したい」と思っている保護者は約1割程度であり、保護者負担で利用されている中学生につきましても21名と、全生徒の約4%と、ごく少数であるのが現状でございます。

以上のことから、本事業は今年度から開始したばかりで、1年も経過しており

ませんので、一定の期間は無償化の対象を小学生のみでの運用とさせていただき、今後は保護者のご意見も踏まえ、中学校卒業までの希望する生徒へ拡大するか否かを検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

8 番（澤 美穂） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

8 番（澤 美穂）（登壇） ご答弁ありがとうございます。中学生も対象に加えると、約 200 万円程度が上乗せされる計算にはなりますが、希望者ですから、8 割の方が無償なら使いたいという家庭もあるようでございます。

昨年末のデータになりますが、現 3 年生が 6 クラスで 197 人と多いですが、1・2 年生は 5 クラスで 1 クラス分少なく、1 年生が 185 名、2 年生は 179 名と 180 人前後で、全校生徒が 561 人になっていますが、毎年 6 年生の約 10% 程度は私学の中学校へ行くと聞いていますので、約 530 人前後になるのかなと思います。残念なことに、出生率も低下していることから、現 5 年生の 2 校を合わせて 200 名を超えるというようなことには今後ならない見込みで、1 学年 170 人前後で推移していくものと考えられます。

見守りボランティアの方、これはシルバーではなく、本当に無償のボランティアでございますが、見守りボランティアについては小学校の予定に合わせて立哨していただいていることから、中学生のみが登校する日は、ボランティアが誰もいないのが現状でございます。通学路のビーコン受信機設置に 1,628 万 5,000 円、予算計上されていましたが、主要な施策の成果に関する報告書によりますと、実際の決算額は 1,578 万 1,000 円で、請負差額により 50 万 4,000 円が浮いていると報告を受けておりますので、浮いた 50 万を、今回限りになります。また、今現在の契約数、約 1,000 件から、最大多くて 1,500 件程度になる可能性もありますので、業者に利用料の割引をお願いするなどして、中学生まで拡大していただくことはできないのでしょうか。よろしくお願いたします。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（先山哲子） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

確かにお金は余っているといえども、やはり先ほど申しましたように、1 年間、

やっぱりやってみて、今後これからいろんな、やっぱりさまざまな角度からいろんなことをちょっと検証させていただきたいので、やはり今までどおり、しばらくの間は小学生のみの対象とさせていただきたいので、ご理解のほど賜りたいと思います。

以上でございます。

8 番（澤 美穂）（登壇） 議長。

議長（先山哲子） 再々質問を許します。

8 番（澤 美穂）（登壇） ご答弁ありがとうございます。

粘り強く来るなと思われているかもしれないんですけども、この議会で一番初めに高田議員が、生理の貧困対策として、学校にナプキンは置いてもらえないという回答をいただいたかと記憶しておりますが、これが不登校対策として置くことになったと、1 2 月議会で事後説明がありました。中学校になったらスマホを持つ子が増えるので、GPS で親が居場所を把握できるとの考えもあると思いますが、生理用ナプキンを買えない家庭が、子どもにスマホを持たせる余裕があるでしょうか。親の経済格差によって子どもの安全が守れる、守れないの差が生じていいのでしょうか。あってはならないことだと私は思います。駄目なら、低所得世帯のみを無償にすることも要望することを考えましたが、その場合、特定の生徒だけがビーコンを持っていたら、ビーコンはもしかしたら貧困のあかしになってしまうことにもなりかねません。当然、今、有償で使っているご家庭にも迷惑がかかることになります。

また、思春期に入る中学生には、防犯対策だけではなく、不登校のアラートにも使えると思っています。私は1 4 年間北小の登校見守りボランティアを続けておる中で、やはりしんどい子どもというのはいきなり休むのではなく、徐々に遅れていくんです。今は、先ほども申しましたとおり、なかよし会で登校していますので、なかよし会のメンバーが、もう誰々ちゃん遅いから遅くなったってぶつぶつ言いながら来ることもあるんですけども、当然今はなかよし会で行っているので、そういう子どもの小さな異変というの、同じメンバーの子どもから先生に行ったり、また、その子どもがご家庭で保護者に話すことによって、その遅れた子の保護者に連絡が行き、うちの子、遅れてるんやということがすぐに分かるような状態になっています。登校する時間が遅くなることが続いたら、やっぱりその生徒に何かが起こっている可能性も察することができると思います。

保護者の中には、中学生になると特にですが、親が子どもより先に出勤される家庭も増えてきますので、満員電車の中で、今、子ども学校入ったなというので分かってありがたいという意見も聞きますので、子どもが何時に学校に着いているかは正直分からなくなってしまおうと思うんですね。担任の先生も、始業時間に全員着席していたら、その子が例えばいつもよりも20分遅く来ているとか、そういうことには気づけないと思っております。

スマホ、今、現木谷町長が議員のときに質問されて、スマホを中学校に持っていてもいいというような話にもなっているかと思いますが、スマホなら自分の意思で故意に電源を切り、バッテリーがなかったと親にうそをつくこともできますが、ビーコンならそうはいきません。財政が逼迫しているからとの理由も重々分かります。ほかにも使いたいということもあると思いますが、企業誘致が難しい三郷町にできる人口増加の施策として、子育て支援が最も有効だと思っています。子育て世帯が転入してくれば、人口のみならず、おのずと税収も上がってまいります。小学生全員が無償であることは非常に高く評価していますが、地に落ちた三郷町の信頼を回復するには、よそには絶対にまねができないぐらいの大胆な施策が必要だと考えます。

これも当初の予定に入っていなかった、小学校、中学校前の受信機も、なぜか設置されていたんですね。これは私達が要望したわけではなく、中学校前にも設置しますという報告を受けて、既に設備は整っている状態でございます。プラス200万円程度で義務教育中の町内の生徒・児童の安全を全力で守りますとアピールできれば、大きな抑止力にもなることから、生徒・児童の安全の対価としてなら私は安いと思っております。木谷町長が目指す子ども施策にもかぶるんじゃないかなと思うんですけれども、今ここで答弁をといても、当然協議が必要でしょうから、どうか前向きに検討していただきますようお願い申し上げます、私の1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（先山哲子） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

8番（澤 美穂） 議長。

議長（先山哲子） 8番、澤 美穂議員。

8番（澤 美穂）（登壇） それでは、私の2問目の西和医療センター移転を踏まえた医療提供体制の改革をについて質問をさせていただきます。

皆さんもご存知のとおり、昨年12月に、7年後に斑鳩町への移転が正式に決まったことで、できればこのまま三郷町で、あるいは王寺町への移転ならばと思っていた住民さん達も、斑鳩町へは通院ができなくなると不安に思われているなどの多くのご相談を受けています。通院のアクセスとして、直通バスやデマンドタクシーの運行等、これから県と町で協議をしていくことになるかと思いますが、町内には人間ドック検査ができる医院もあり、町内での医療機関やさまざまな専門職が連携すれば、急性期以外の患者の対応は可能と考えます。まだ移転が決まったばかりなのにと思われているかもしれませんが、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる2025年問題が来年へと迫り、後期高齢者が増えれば、医療と介護の複合的ニーズは正比例し、高齢者の単身世帯も増え、寝たきりや体力低下により通院ができなくなる高齢者が増加、また、介護を要する認知症患者も倍増すると予想されることから、通院ではなく訪問診療やオンライン診療、訪問看護、訪問介護等の適切な医療・介護を受けることができるよう、また、ケアする家族のフォローも重要になってまいります。

私事ですが、1月に亡くなった父が、昨年8月に原因不明で動けなくなりました。かかりつけの病院に連れていったのですが、ちょうどお盆休みだったために、お盆休み休暇に当たってしまい受診することができず、また三郷町に連れて帰ってきたところ、やわらぎクリニックが開いておりましたので診ていただきましたところ、これは圧迫骨折の可能性があるので、やわらぎクリニックにはレントゲン施設があることですぐに圧迫骨折だと診断をしていただき、原因が分からなかった父も、もうその診断がついたということで非常に安心し、また、すぐその場でケアマネジャーがいなくてということで、先生がケアマネジャーを紹介していただき、すぐまたケアマネジャーが翌日の朝から訪問看護師を手配してくださり、また、専用のベッドも手配していただき、本当にこの連携の大切さというのを私が身に染みて分かっております。

全国的には2040年頃に高齢者人口がピークを迎える中、医療・介護の複合的ニーズを有する高齢者数が高止まりする一方、2025年以降、さらなる生産年齢人口の急減に直面することになり、限りある資源で増大する医療・介護ニーズを支えていくため、医療・介護提供体制の最適化を図っていく必要があると思います。医療DXをはじめ、三郷町内の医療提供体制を整備するため、伴走型支援をまちづくりの一環として進める必要があると考えますが、町のお考えをお聞

かせくください。お願いいたします。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（先山哲子） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） それでは、澤議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

西和医療センターの移転再整備候補地につきましては、昨年12月1日に山下知事より「斑鳩町のJR法隆寺駅南側地区とする」と決定されました。本町といたしましても、ぜひとも三郷町に新西和医療センターをと思っておりましたが、奈良県が決定することとはいえ、残念な結果となってしまいました。議員がおっしゃいますように、斑鳩町に移転することに伴い、通院等に不安を感じておられる方も多くおられるというご意見につきましては、本町といたしましても承知しているところであります。

そのような中、西和7町の行政及び議会として、昨年12月に、一つ目として、分娩を含む周産期医療体制の一体的整備、二つ目として、小児二次救急体制の充実、三つ目として、医療・介護のオンラインによる情報連携をはじめとした地域包括ケアシステムの整備の3点を中心に、山下知事へ要望書・意見書を提出いたしました。そのほか、病院へのアクセスなど、さまざまな課題については「新西和医療センター整備基本計画」へ反映されるよう、今後も7町と協議をし、要望してまいります。

次に、医療DXの推進につきましては、資格確認システムのネットワークを拡充することで、医療機関や薬局、介護事業所、自治体、保険者等の間で、保健、医療、介護の情報を共有する「全国医療情報プラットフォーム」を国において現在構築中であり、令和8年度から全国的に運用開始を予定されております。本町といたしましても、高齢者が地域で支え合い、安心していきいき暮らせるまちづくりを推進するとともに、地域において医療・介護・予防・生活支援、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供されることを目指した地域包括ケアシステムの推進に取り組んでまいりました。この地域包括ケアシステムの構築をはじめ、医療DXを進め、町内の医療提供体制を整備するためには、住民皆様のご理解、医療機関の協力なくして進めていくことはできない問題であります。

伴走型支援とは、深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援であり、本町が掲げておりますSDGs未来都市として

の自覚と責任に立ち、性別、年齢、障がいの有無に関わらず、全住民が生涯活躍できる住み続けたい魅力のある「すこやか未来都市さんごう」の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

今後、本町といたしましても医療DXを推進するとともに、「新西和医療センター」が住民の皆様にとってよりよい医療機関となるよう、西和7町で協力しながら地域の福祉・医療・介護等、機能充実に向けて、しっかりと要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

8番（澤 美穂） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

8番（澤 美穂）（登壇） ご答弁ありがとうございます。

まだ、もう12月に決まったばかりで、多分県からも何もまだはっきりした方向性も見えてない中での雲をつかむような質問で、非常に申し訳なく思っておりますが、当然三郷町だけではなく、西和7町、県や医師会等との協議、連携が必要になるかと思いますが、不安に思われている住民に対して、7年後に向けて、どこの町よりも早く三郷町は住民の意見をしっかりと取り入れながら取り組んでいく姿勢を見せることで、住民の安心につながると考えます。

第21回第8次医療計画等に関する検討会の素案として、できる限り住み慣れた地域で、これまでの日常生活に近い環境で暮らし続けたいという住民の思いに応えるためには、入院医療で治すことに特化するだけではなく、在宅医療や外来医療を含め、治し支える医療が、介護サービスや住まい、生活面での支援とともに、地域で完結して提供される地域包括ケアシステムが構築され、例えば要介護になっても、在宅を中心に入退院を繰り返し、時々入院、ほぼ在宅という感じですが、最後はみとりを要することになっても、生活の質を重視しながら、必要な医療・介護を受けることができる、治し支える医療と、個別のニーズに寄り添った介護の理念のもとに地域包括ケアシステムが構築されていることが住民に周知されていることが重要です。

地域包括ケアシステムへの起点は、医療機関だけではなく、認知症の人や要介護高齢者等の増加が見込まれる中、地域住民からの総合相談支援等を担う地域包括支援センターなどの身近な拠点による認知症を含む要介護者や、家族介護者等への伴走型支援はその入り口となるものであります。地域包括ケアシステムの重

要な構成要素として、高齢化に伴う介護ニーズの増大や高齢者を取り巻く課題の複雑化・多様化に適応するための体制や環境整備を図っていくことに加え、障がい者福祉や児童福祉など、その他の分野の相談窓口との一体的な設置や連携を促進していくことが重要とされています。

同時に、在宅医療を含め、身近な地域における日常的な医療提供や健康管理に関する相談を行うかかりつけ医機能について、こうした機能が発揮される制度整備を行っていくこと、自分の健康、医療、介護情報が、個人が電子的に一元的に管理できるオンライン資格確認等システムは、今後の医療DXの基盤であり、このネットワークを発展的に拡充し、レセプトや特定健診に加え、予防接種、電子処方箋、自治体健診、電子カルテ等の医療・介護全般にわたる情報について共有・交換できる全国医療情報プラットフォームを構築していくことで、住民を中心とした医療機関、薬局、救急隊、介護事業所、医療保険者、介護保険者、自治体、保健所が関わる基盤となり、これらの基盤の構築により、1、救急医療の介護現場の切れ目のない情報共有、2、医療機関、自治体サービスの効率化、負担軽減、3、健康管理、疾病予防、適切な受診等のサポート、4、公衆衛生、医学、産業の振興に資する2次利用、四つの医療DXのユースケースメリットが期待され、迅速に情報共有ができれば、病状を的確に把握し、早期の適切な治療、重複検査や重複投薬の回避など、診察や治療の質の向上につながられることから、必要不可欠なものであるとされています。

以上のことから、三郷町で今から準備できるものにつきましては準備をさせていただきまして、地域包括センターと三郷町内の医療機関と連携し、助成金、補助金など、つなげることができたら、医院の経営に関しても、例えば今、往診をされていない医院も往診をしていただけることになるかと思しますので、でき得る支援をお願いいたしまして、私の2問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（先山哲子） 2問目の質問を終了しました。

続きまして、3問目の質問に移ります。

8番（澤 美穂） 議長。

議長（先山哲子） 8番、澤 美穂議員。

8番（澤 美穂）（登壇） 私の3問目の質問、職員のメンタルヘルスケア対策についてを質問させていただきます。

このたびの官製談合事件により、真面目に働く職員が町民からの矢面に立つことになり、いわれなき非難や中傷を受け疲弊していること、また、同じ部署に所属しているとの理由だけで個人スマホが押収されたと聞いており、行き場のない怒りを持たれていることと思います。令和5年3月に発表された、令和4年度総合的なメンタルヘルス対策に関する研究所の報告書によりますと、地方公務員のメンタルヘルス不調による休務者の増加傾向は、地方公共団体の現場としての受け止めにも、また、実際の数値にも表れており、令和3年度のアンケート調査の結果では、休務者の増加傾向の考えられ得る原因として、「業務が複雑化している傾向にある」、「1人当たりの業務量が増えた」と回答する団体がそれぞれ6割を超えていて、また、新型コロナウイルス感染症対策への対応が継続して求められていることや、大型台風等による自然災害が頻発化・激甚化していることもあり、対応に当たる地方公共団体の職員の業務負担を増加させる要因となっているとの報告がありました。

このアンケート調査は全地方公共団体実施となっておりますので、三郷町でも当然実施され、回答されたものと思います。このアンケートの中で、計画等策定担当部署における人員体制の状況、課室長以下の設問があり、町村では1人が63.5%と圧倒的に多いのですが、三郷町ではどの部署に何名配置されているのか、また配置された方は専門職であるのか、計画等を策定されておられるのかなど、このアンケートの回答について詳しくお聞かせいただきたいのと、今回の事件後の職員に対してのメンタルヘルス対策が実施されたのか、まだならば、これからどのようにされる予定なのかもお聞かせください。よろしく申し上げます。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（先山哲子） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、澤議員の3問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、今回の事件に関与していない大部分の職員が、詳しい事情が分からない中で町民の皆様からのご批判や厳しいご意見を多数いただいていることは、承知しております。また、職員の中には、事件に関わる住民対応で大きな心的ストレスがあったかもしれません。しかしながら、公務員に向けられる世間の目は大変厳しいものがあり、1人の不祥事が職員全体の不祥事として報じられ、町全体の信頼を失墜する結果となります。このことから、町として今、ま

ず行うべきことは、失った町民の皆様からの信頼回復であり、職員全員が全体の奉仕者としてコンプライアンス意識を共有し、二度と不正を許さない組織づくりを推進していくことであると考えております。

一方で、議員おっしゃいますように、職員の心のケアも重要であり、事件後、特別に職員全員に対してのメンタルヘルス対策を実施したわけではありませんが、先ほど高田議員のご質問でもお答えしましたとおり、具体的な訴えがあった場合には職員に寄り添いながら、今後もその都度、適切かつ丁寧に対応してまいりたいと考えております。あわせて、これから継続的に実施する予定のコンプライアンス研修の中で、メンタルヘルス対策を加味した内容にできるよう検討してまいります。

次に、ご質問の「令和4年度地方公務員のメンタルヘルス対策に係るアンケート調査」ですが、アンケート内容は、メンタルヘルス対策に関する基本的対応方針等を文書として策定しているか、策定している場合はその内容等を問うものであります。本町では計画を策定していない旨を、また、人員体制については部署の配属人数を問うものであったことから、担当課である総務課の配属人数である6人と回答しております。

本町では、メンタルヘルス対策として専任の担当者や保健師などの専門職の配置はしておりませんが、精神科医療専門の産業医の選任、ストレスチェックによる診断と面談、奈良県市町村共済組合によるメンタルヘルス相談などを実施して、メンタル疾患の予防に努めているところであります。また、職員が実際にメンタル疾患等で休職等をせざるを得なくなった場合は、まずは総務課の管理職が個別に面談を行います。そして、必要に応じて保健師などに専門的な意見も聞きながら、最終的には人事配置や業務内容の改善を図り、できる限り早期に復職できるよう努めております。また、復職する際も、慣らし勤務などによるサポートも行っているところでございます。

今後も職員のメンタルヘルスには十分に配慮しながら、町民の皆様からの信頼回復に向け、しっかりと取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

8 番（澤 美穂） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

8 番（澤 美穂）（登壇） ご答弁ありがとうございます。十分に手厚くしていただい

ている状況がよく分かりました。

総務省令和3年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査によりますと、メンタル不調による休務者数の状況に関して、首長部局を含めた全部局の職員を対象とした悉皆調査を初めて実施したところ、令和3年度においては全国で3万9,397人、在籍職員数比で1.2%のメンタルヘルス不調の休務者がいたことが明らかになったそうです。また、地方公務員の時間外勤務の状況については、令和3年度における職員1人当たりの時間外勤務の時間数が年間で148.2時間であり、前年度比15.4時間増加していたそうです。このことから、長時間の時間外勤務を行った場合には、職員の心身の健康障害につながりかねないことが明らかになっています。心身の健康障害から離職する職員も少なくないようで、「カ、キ、ク、ケ、コ」で表される地方公務員の離職理由として、「カ、帰りが遅い」、これは残業が多いということらしいです。「キ、キャリアが描きづらい」「ク、クレーム対応が多い」「ケ、敬意を払われない」「コ、硬直的な組織である」。一般的な企業と比べ、先ほど部長がおっしゃられたとおり、公務員は風当たりも強く、窓口対応もやって当たり前の、お礼を言われないことも多いのだろうと推測されますが、三郷町が機能しているのは職員一人ひとりのお力があるからこそであり、私達議員の要望を形にさせていただいているのは、職員皆様のおかげと日々感謝している議員がいることも忘れないでいただきたいと思います。

メンタルヘルス対策を実効的なものとするためには、四つの視点からのケアがそれぞれ十分機能することが重要であるとされています。四つのケアとは、メンタルヘルス対策において、職員個人がおのおのに取り組むセルフケア、管理監督者が取り組むラインケア、職場の産業医や保健スタッフが取り組む職業内産業保健スタッフ等によるケア、職場外の専門医等による職場外資源によるケアを指し、加えて、メンタルヘルス対策に取り組む際には、メンタルヘルス不調を未然に防止する1次予防、メンタルヘルス不調の早期発見へとつなげる2次予防、そして、メンタルヘルス不調となった労務者の職場復帰支援である3次予防を合わせました一連の流れである三つのステップを実施することが欠かせず、3次予防をおろそかにしてしまうと労働者の離職につながるため、復職へのフォローをしっかりと設定しておくことが重要だと報告されていますが、これについては三郷町では実施をされているか、お聞かせください。よろしく申し上げます。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（先山哲子） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まずもって、職員のメンタルにお気遣いいただきまして、ありがとうございます。まず、今どういう流れで進めさせていただいているかと申し上げますと、年に一度、まずストレスチェックを行います。そのストレスチェックの回答を見た段階で、見たというか、調べてもらった中で、ストレスが高反応で一定の基準以上となった場合、要改善者として、専門医の面談を本人に勧奨することになります。その勧奨を受けた者が、本人の任意にはなるんですけども、医療機関を受診するということになります。その受診機関といたしましては、昨年度までは市町村共済組合指定医療機関を受けてもらうんですが、本年度からは「ハートランドしぎさん」、うちの産業医のおられるところなんですけど、そちらに行ってもらうことになります。受診料につきましては、もちろん公費負担となります。そして、専門医への面談、相談、アドバイスを受けた結果、職場や環境改善が必要となれば、その都度こちらのほうで対応させていただくというのが流れになっております。

いずれにいたしましても、職員の労働環境にはこれまで以上に目を配らせていただきまして、しっかりと職員へのメンタルヘルス対策を講じてまいりたいと思います。そして、職員がいきいきと力が発揮できるような環境づくりに努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

8番（澤 美穂） 議長。

議長（先山哲子） 再々質問を許します。

8番（澤 美穂）（登壇） ご答弁ありがとうございます。その職員の中には加地部長も入っておりますので、どうぞご自愛いただきますようお願いしたいと思います。

「ハートランドしぎさん」が近くにあることで、職員も行きやすいのかと思います。復職に関しては、女性職員が産休・育休から復帰された場合にも手厚くしていただき、戻って来たら担当が替わっていて、仕事も人間関係も一から構築するようなことになるのだけは絶対やめていただくように、あわせてお願いしておきます。働き方についてもいろいろお聞きしたかったのですが、このあと、南田議員が質問される内容に抵触しないように、予定していた質問内容を変更して質問を続けさせていただきますが、ちょっとかぶったらすいません。

メンタルヘルス対策にはモチベーションアップも重要で、働き方改革だけでなく、働きがい改革も必要だと考えます。東京都小金井市行政経営担当堤課長は、入庁5年から10年目ぐらいの若手がぶつかる、職場や家庭等における役割の変化、多様化と働き方のずれを「若手の壁」と呼び、何が壁になっているのか気づきにくいことから、非常に難しいとされています。自分に求められていることと、自分のやりたいこと、できることの調和を、今後の努力の方向も見直す、キャリアが描きづらいならキャリアサバイバルを行い、中長期的な目標を明確にすることも大切かと思えます。広島では、広島市職員の人材育成基本方針を策定し、入庁10年目以降の職員を対象とした、スペシャリストの養成を目的とした職業キャリアコースの設定があり、キャリアコースを設定した職員の定期異動の際、8割前後の職員を関連部署に配置し、職場のミスマッチ未然防止として、体験者を受け入れる部署もあるそうで、所属としても適材の発掘につながるよい機会と、体験者のみならず受け入れ側からも評価する声が上がっているそうです。

また、女性職員のキャリアパスが見える化する女性職員に特化した支援も実施し、女性職員が活躍できるための環境をつくることなどを狙い、例えば28歳で結婚、29歳と31歳で出産、産休・育休を約3年半取得といったキャリアパスモデルケースを、年齢や職員、働き方などを明確にした形で例示し、産休・育休で職場を離れる期間などに不安を抱える女性職員に具体的なキャリアのイメージを持ってもらえるような工夫もされておられますので、三郷町も参考にされてはいかがでしょうか。この議会の理事者席に、女性が1人もおられないことに違和感を感じているのは私だけではないはずです。女性だからというわけではありませんが、能力がある女性にもどんどん上を目指していただきたいと願っています。

近隣だと、日本一働きやすい自治体を目指されている三宅町が、2019年にICTを活用した職員約100人を対象に「ありがとうを贈り合うキャンペーン」を実施し、職員同士で互いの協力を感謝の気持ちを伝え合う機会を創出し、贈られた人を中心にした人的ネットワークを可視化することで、職場の人間関係、風通しなどの分析を支援する取り組みが行われたとのことですが、この結果については幾ら検索しても出てこないの、この結果を知りたいところでもあります。

今回の談合事件に関しましては、本当に真相はやぶの中で、先ほど高田議員、質問の中でもご答弁いただいているのを聞いておりましたが、私達議員も報道されている内容以外を知らない。またかという住民さんが多くおられる中で、本当

になぜこのようなことになったのか、全てを明らかにし、今後起こさせないためにはどうすべきかを検証し、住民にも報告しなければ、また同じことが起こると考えます。先ほどの高田議員の答弁の中でもお答えいただきましたが、コンプライアンス研修実施にも予算計上されておりますが、副町長がなるべく早く、6年度内にということですが、なるべく早い時期に実施をし、鉄は熱いうちに打てではないですが、やはりこの心労、苦労を分かっているうちに、1人、2人の職員の失態が三郷町自体の信頼を失わせる結果になるということを重々、職員の皆さんにもご理解をいただいて、談合は一切関わらない、関われば一発アウト、損害賠償請求も盛り込んだ条例の改正も考えていかなければならないと考えます。

真面目に働く職員が、もう二度と嫌な思いをすることがないように、三郷町民の信頼回復はもちろんのこと、役場で働く職員さんには心も体も健康で快適に働ける職場であるよう、議会としてのチェック機能を強化することをお約束をいたしまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（先山哲子） 3問目の質問は終了しました。8番、澤 美穂議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、5番、南田善紀議員。一問一答方式で行います。

5番（南田善紀） 議長。

議長（先山哲子） 南田善紀議員。

5番（南田善紀）（登壇） 失礼いたします。5番、南田善紀です。議長のお許しをいただき、通告書に基づいて質問させていただきます。

一つ目の質問、個別避難計画作成の進捗状況についてお伺いいたします。頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に個別避難計画を作成する努力義務が課せられました。個別避難計画とは、高齢者や障がい者など、支援を必要とする人達の避難計画を一人ひとりの状況に合わせて事前に作成し、災害時に備えるものです。個別避難計画を作成した対象者を災害時避難行動要支援者とし、自ら避難することが難しい災害時避難行動要支援者が災害時にどのような避難行動を取ればよいのかについて、あらかじめ本人や家族と作成し、記した個別の避難行動計画を言います。

令和6年1月1日に能登半島を襲った地震は、大変な被害をもたらしました。家屋の倒壊だけではなく、津波や火災による被害もあり、避難者は2万6,000

0人を超えました。東日本大震災以降、国民の防災意識は高くなり、災害時の避難についても日頃から備えることが定着しつつありましたが、能登半島大震災では多くの貴い命が犠牲となり、より一層防災意識を高め、地域で被害を最小限にとどめるよう、個別避難計画の作成は重要だと考えます。

また、被災後にさまざまな要因で命を失ってしまう、いわゆる災害関連死について、死者のほとんどが高齢者と障がい者であり、支援の必要な障がい者の割合が20%を超えているとの報道がされました。東日本大震災では、災害関連死全体の21%が障がい者、熊本大震災では、28%が障がいをお持ちの方でありました。障がいをお持ちの方は全人口の約7.4%であることを考えれば、障がい者が災害時に避難することができたとしても、その後命を失うリスクが高いことが浮き彫りになりました。それだけに、どのように避難し、その後ケアを行うかが命をつなぐポイントであると言えます。三郷町では、令和5年1月時点で個別避難計画が未着手であり、令和5年度中に着手すると内閣府に回答しております。現在の進捗についてお聞かせください。よろしく願いいたします。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（先山哲子） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、南田議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

個別避難計画とは、災害時に自ら避難することが困難なひとり暮らしの高齢者や要介護者、障がい者など、いわゆる災害時避難行動要支援者がどのような避難行動を取ればよいのかについて、あらかじめ本人や家族などと確認し、作成する個別の避難行動計画です。ご質問にもありますように、令和3年に災害対策基本法が改正され、作成することが市町村の努力義務となりました。近年、災害が頻発化・激甚化する中で、特に地震災害は先般の能登半島地震のように、これまで危険性が予測されていなかった地域であっても、いつどこで発生するか分かりません。議員おっしゃいますように、災害時に避難行動要支援者の命を守っていく上で、個別避難計画の作成は重要であり、防災対策の中でも喫緊の課題であると認識しております。しかしながら、本町の避難行動要支援者となる対象者は3,000人を超えていることから、浸水想定区域など、地域性や本人の家庭状況、障がいや要介護の度合いを勘案して、優先順位を定めて進めていくこととし、本年度から着手する旨を回答させていただいておりました。

現在の進捗といたしまして、要支援者の中でも災害時に最も自力避難が困難であり配慮が必要な難病疾患の方について、管轄する郡山保健所と連携し、町の保健師も交え、本人やご家族の同意をいただいた上で個別に面談を実施し、一つのモデルケースとして、計画作成が近々完了する予定となっております。次年度以降につきましては、まずは難病疾患の方の計画作成を最優先に進めつつ、その他の要支援者の方の計画作成に着手してまいりたいと考えております。しかしながら、先ほど申し述べましたとおり、対象者の数が膨大であり、一人ひとりの本人同意や面談、聞き取りなど、防災担当部署だけで進められるものではないと考えております。障がい者や要介護者などの命をどのように守るかという課題には、福祉施策でもあり、今後それぞれの担当部署でしっかりと役割分担を行い、重層的支援体制の中で、社会福祉協議会とも連携しながら庁内プロジェクトを立ち上げるなど、計画的に進めてまいりたいと考えております。

なお、進め方については、一般的に個別避難計画は自分で作成する、家族が作成する、地域の支援を受けて作成する、民生委員やケアマネジャーの支援を受けて作成する、市町村の支援を受けて作成するなど、さまざまな方法がございます。また、最初から100%完璧なものを目指すのではなく、作成すること自体が支援者自身の防災意識の向上の役割を果たす意味合いもございます。これらのことから、他の先進自治体の状況やモデルケースを参考にしつつ、どのように進めていくか、地域の自主防災会や民生委員などの支援をどのように得るか、対象者の選別をどうするか、また、計画内容をどうするかなど、課題を精査し、着実かつ計画的に個別避難計画を作成してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

5番（南田善紀） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

5番（南田善紀）（登壇） ご答弁ありがとうございます。今、加地部長がおっしゃったように、優先順位というのがあるかと思えます。命の危険に対する優先順位です。命の優先順位ではありません。難病や疾患をお持ちの方からつくっていった、これからそのほかの人達、命の危険の優先順位に応じてつくっていただけるという回答で、うれしく思っております。部長がおっしゃったように、100%完璧なものをつくるのではなく、これをつくることによって防災の意識を高める、こういった要因が一番、この計画にとって必要なものであると考えております。

私がこの個別避難計画、必要について質問をしましたが、ここで一つ確認しておきたいというようなことがあります。個別避難計画をつくるということが目的になってはならないというようなことかと思えます。我々の目的は、災害時が起こったときにいかに最小限に抑えるか、そして、支援の必要な方々の命をどうやって守るか、これが我々の目的であります。そのための手段の一つとして、個別避難計画が大変有効であると思うからこそ、今回質問させていただきました。この計画を考えることにより、支援の必要な方本人、また家族、そして支援者達、行政、これらがどのようにこの方を避難させていくのか。それを想像する、また計画をする。このことによって防災意識が高まり、命を守る行動になっていくと考えております。

この想定するというようなことで、行政の方に一つ質問をしたいと思っております。それは障がい者施設、また障がい者の避難についてであります。今回、避難の在り方についてさまざまな報道があり、今までの我々の避難の常識からまた違った避難の方法が報道されてきたかと思えます。例えば、ペットとともに避難する避難所の開設であったりとか、ビニールハウスで自分達のコミュニティをつくり、自主避難をされている方々、また、1.5次避難、2次避難という、これから災害関連死を防ぐための避難の方法というのが提案されてきました。あまり私が見ている限り報道で見かけなかったのですが、障がい者に対する避難というのが非常に難しい状況にあります。私が関連する輪島市の障がい者施設では、やはりほかの方と一緒に避難することが特性上難しく、障がい者施設を片づけて、そこに避難しているという状況があります。やはり、市の職員や行政の職員というのが、そこへの対応というのが遅くなり、福祉の職員達が対応していく、そういった現状を聞いております。また、1.5次避難所、2次避難所に避難していくことも難しく、これから災害関連死を防ぐ上で大きな課題であるというふうに伺っております。

「インクルーシブシティさんごう」を掲げる三郷町としては、さまざまな方が活躍するまちをつくるため、障がい者の施設に対しても大きな施設がたくさんあります。ハートランドしぎさん、万葉荘園、ちいろば園、レイモンドヴィレッジ、数々の施設がありますが、これらの施設と連携というのは、災害時に取れるような、そういった約束というのはあるのでしょうか。また、障がい者が安心して避難できるような場所、これを想定していただいて、避難のときに運用できるよう、

ぜひ考えていただきたいと思います。現時点で、今お答えしていただける限りで結構ですので、連携や避難について、いま一度回答いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（先山哲子） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。

まず、おっしゃるとおり、個別避難計画というのが目的ではなく手段であると。目的はもう当然、人命を守ることであるということが第一やというふうには思っております。そしてまた、連携をどのようにということ、日頃から考えておりますのは、やはりまず役場庁舎内での連携ということで、先ほども申し上げましたとおり、うちの災害対策のほうの部署だけではなく、福祉関連との連携というのが一番大切になってくるのかなと。そういったところで福祉を要する方々の、まず避難といったところで、守っていくためにはそこが一番大切になるので、先ほども申し上げました重層的な支援体制のもと、その中で今、プロジェクトのチームをつくっております。かなりの多くの、各部から全部連携しておりますので、いろんなところで困られている方、そして、避難が一番難しくなる方というのがおられますので、その方を優先的に、また、どういったところへ避難するのかといいますと、福祉避難所というのを一応、うちのほうに2か所設けております。給食センター、そしてまた三郷中学校のところに設けておるんですが、確かにその許容という、人数が全てを満たすかといいますと、そうではないかもしれませ

ん。

ただ、今できる限りのところでその2か所を開設させていただいております。そちらにちょっと問題あるのは、初め、居心地がいいといったところから、一般の方が初めに入られてしまうというのをできるだけ避けていかなければならないのかなと。まず、困っておられる方は福祉避難所に入ってもらおうといったことも、これからももちろん続けていかなければならないということは思っております。

連携と、あと、避難所の関係で、ペットの避難についてもこれまでもご質問いただいて、ペットが避難できるように、この間、避難計画につきましても、避難所運営マニュアルのほうも作成しておりますので、それに基づきましてしっかりと避難行動、特にこの奈良県というのは災害が少ないという部分があって、どこか安全神話みたいなところがあります。そういった気持ちではなく、しっかりと

皆さんが防災意識を高めれるようにしていかなければならないのかということで、この避難行動要支援者の方の避難計画も立てていかなあかんのかなと。それに対しましても今後、要支援者の名簿をつくる際に、実際のところ、回答というのが半分ぐらいしか返ってきません。ですので、名簿は半数の方しか載っていませんので、その方らに初め配る際に、この避難行動の用紙を一旦配ってみたりして、その方々に一度見てもらって、それをつくるというところで、それが、計画が作成が100パーはいかないかもしれませんが、防災意識の向上にはつながるのではないかなというふうなことも考えておりますので、今後ともまた重層的支援体制のもと、しっかりとやっていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

5番（南田善紀） 議長。

議長（先山哲子） 再々質問を許します。

5番（南田善紀）（登壇） ありがとうございます。

冒頭の回答にもありましたように、3,000人を超える避難者、対象者に対して100%の計画をつくるというのは、これは本当に大変な作業になるかと思っています。私がこの程度でいいと言ってしまっただけではいけないんですが、やはり想定すること、考えることというのが一番避難行動につながるとしています。防災意識が高まることにより、直接死というのはここ数年、大きな災害があっても大きく減りました。これができるだけゼロになっていくように、皆さん、自分の身近なところ、家族、地域で相談しながら考えていっていただきたいなと思います。行政に対してもこの路線で、これまでどおり続けていってくださるようお願いして、1問目の質問を終わらせていただきたいと思っています。

議長（先山哲子） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

5番（南田善紀） 議長。

議長（先山哲子） 5番、南田善紀議員。

5番（南田善紀）（登壇） 続きまして、2問目の町長の人材確保・人材育成・働き方改革の取り組みについてをお伺いいたします。

少子高齢化が進む昨今、どの業界でも人材確保が困難であり、人材不足は深刻な問題となっています。公務員が人気の職業であったのは、今や昔の話となっており、47都道府県で来年度予定している人員を採用にて確保できたのは岐阜県

だけであり、45都道府県で今年度の予定していた採用人数には足りず、来年度は職員が不足した状況でスタートを切る見込みとなっています。人材育成も組織の大きな課題となっており、役場組織を保つためには人材確保に加え、どのように人材を育成し、次世代につないでいくかが重要であると考えます。

ここでいう人材とは、言うまでもなく三郷町の職員であり、これからの三郷町を担い発展させるため、町長の理想を具現化していくため最前線で働き、町民の暮らしを支えるまちの基盤とも言える存在です。これらの職員がやりがいを持ち、また、三郷町に親しみや思いをはせながら仕事に取り組むためには、働きやすい体制づくりが必要です。人材確保、人材育成に加え、厚生労働省が推奨する働き方改革も取り入れ、より働きやすい三郷町役場組織をつくっていただきたいです。

「人は城、人は石垣、人は堀」、戦国時代に最強騎馬軍を率いた武田信玄の有名な言葉です。また、経営の神様と呼ばれた松下幸之助氏は、「企業は人なり」、この言葉が自分の信念の中心にあると述べています。どちらも誰もが知っている偉人であり、大業をなされた人物です。その思想・理念の中心には、人を育てる思いが強く感じております。

先ほど述べましたとおり、全国的に役所での採用が難しくなっている昨今、人を育てたい意識があっても、その人材を集めることが難しい現実があります。だからこそ、業務の効率化やシステム化を図り、特定の誰かに負担がのしかかる働き方を改善する必要があります。職員のモチベーションや働き方は、そのまま町民の生活に関わってきます。皆が安心して暮らせる町、安心して働ける三郷町とするため、木谷町長には人材確保・人材育成・働き方改革の推進をお願いいたします。これらを踏まえた上で、町長の職員構想について、お考えをお聞かせください。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（先山哲子） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、南田議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。町長のお考えをとのことでありますが、私のほうから、まず本町の現状につきましてお答えさせていただきたいと思っております。

近年、地方公務員の採用状況は、少子高齢化や景気の回復、民間企業の初任給の引き上げなどの要因により売り手市場に移行し、以前より優秀な人材の確保が困難になってきているのが実情であります。近隣の他自治体との競合も激しくな

ってきております。本町におきましても、本年度は想定外の退職者が多数発生したことに加え、採用試験においても合格辞退者が出たことから、2月に2次募集を行ったところでありますが、専門職を中心に予定の採用数を確保できず、新年度は職員数が減少する見込みとなっております。

議員おっしゃいますように、職員はかけがえのない「人財」であり、複雑多様化する住民ニーズに応えながら、災害など非常時には住民の皆様の生命・財産を守っていかねばなりません。そして、これから町長が進めていく「すこやか未来都市さんごう」の実現も、職員なくしてはできません。優秀な人材を確保し育成し、働き方改革を実施することは必要不可欠であり、今後、積極的な採用戦略と職場環境整備の二つの側面から取り組んでまいりたいと考えております。

まず、積極的な採用戦略についてであります。本町では平成30年度から公務員専門試験を廃止し、受験者が応募しやすく、より人物重視にするため、SPI試験を導入し、また、令和2年度からは役場での集団受験から、受験者が自分で日程を選択し受験できるセンター方式に変更しております。今後もこの方式を継続しつつ、来年度は採用時期を前倒して早期の人材確保に努めるとともに、試験回数も新卒採用と社会人採用に分けるなど、年に複数回実施することも検討し、応募者数を増やす工夫をしてまいりたいと考えております。

次に、職場環境整備といたしまして、ワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、一般職の時間外勤務の縮減に全庁的に取り組むとともに、数値としては表れにくい管理職の休日勤務、時間外勤務についてもしっかりと把握し、過度に負担が大きくなるよう努めてまいります。また、年次有給休暇の計画的な取得、育児や介護が必要な職員へのサポートをこれまで以上に充実させるための体制づくりを進めてまいります。

なお、育児休業や短時間勤務は所属部署の理解が必要不可欠であることから、本人が気兼ねなく取得できるよう、来年度から育児休業代替職員の予算を確保し、活用する予定としております。

また、あわせまして、日々の業務やさまざまな事業についても、過去の慣習にとらわれず見直していくことも重要です。RPAやDXの推進により、これまでの業務フローを大胆に見直して業務効率化を図りつつ、将来的にはテレワークやフレックス勤務、窓口業務の民間委託等も視野に入れながら、限られた人材を適切に配置し、必要に応じた組織改編も行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

5 番（南田善紀） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

5 番（南田善紀）（登壇） ありがとうございます。採用戦略に今後の期待をするとともになのですが、お聞きした回答の印象としては、「厳しいな」が僕の印象でした。

今年度、予定外の退職者があったというふうに、今、回答がありました。確かに今年度、我々知るとおりさまざまなことがあり、それによって負担がのしかかり、疲れたというようなこともあります。ただ、この予定外の退職者に合わせて募集をしている会計年度任用職員に対して応募がないというようなことも聞いております。これら予定している職員が達していないのは、誰がその仕事を担っているかというのと、今、勤務している職員達が担っている状況であるかと思えます。

これは昨年9月に、私は教職員の採用について質問をさせていただきましたが、不足になった職員のカバーを現在いる職員で、みんなで頑張って支え合っているというような回答もありました。三郷町役場でも同じようなことが今、起きていると思えます。加地部長からの答弁で、来年度も人数は減少する見込みでスタートするというようなことです。この減少した人員を、頑張って今いる職員達が支えて仕事をしていくことになるんだと思えます。ここ一番、災害時であったりとか、何か緊急時、頑張ることというのは必要だと思えますが、2年続くこの頑張りを、再来年に解消できるように期待をしております。

それとは変わって、RPAやDXの推進、またテレワークを取り入れていくというような回答がありました。RPA化については、昨年にも予算をつけていただいておりますが、今年度はさらに増額して進めていっていただけると期待しております。働きやすい仕事、職場、これが何よりも50年後にも住み続けたいというその理想を、木谷町長が思い描いた町にするためにも、彼らの働きというのは必要不可欠になってくるかと思えます。今、現状を加地部長にお聞きしましたが、改めて木谷町長のこれからの職員構想についてお伺いいたします。よろしくお願いたします。

町長（木谷慎一郎） 議長。

議長（先山哲子） 木谷町長。

町長（木谷慎一郎）（登壇） 南田議員の再質問にお答えいたします。

現状、必要な人員が足りない状況であるということに関しては認識しております。

して、そこに関しては、加地部長からの答弁がありましたとおり、積極的な採用戦略を進めていく、これに関しては、何としても必要な人材を確保していくことに全力を傾けたいというふうに考えております。そして、さらに職場環境整備につきましても、同じく答弁にありましたけども、私が提唱する三郷町をあらゆる面で健やかにするという「すこやか未来都市さんごう」の構想は、職員の活躍なしには実現できないものと考えております。そして、その職員にモチベーション高く、存分に活躍をしていただくためには、職員の心身もまた健やかである必要があるというふうに考えています。

先日の登庁式の際の就任挨拶におきまして、私はウェルビーイングという言葉を使って、職場環境の充実を図りたいという宣言をいたしました。ウェルビーイングというのは、従業員が身体的・精神的に健康な状態にあるだけでなく、社会的・経済的にも良好で満たされている状態にあるということの意味する概念とされています。そのためには、単なる勤務時間の縮減などの働き方改革のみならず、総合的な働きやすさ、働くことを通じた幸福を得られる環境、先ほど澤議員の触れていただきました、働きがい改革という表現をしても差し支えないかと思えますけども、そういう環境をつくっていくということが必要で、道のりに関してはなかなか単純ではないんですけども、職員が心身ともに充実したウェルビーイングな状況のもと、高い意欲とやりがいを持って公務に取り組んでいける環境をつくっていくことで、さらにレベルの高い、健やかで住み続けたいくなる将来の三郷町をつくっていければというふうに考えております。今後とも、議員各位のご協力もよろしく願いいたしまして、私からの宣言とさせていただきます。ありがとうございます。

5 番（南田善紀） 議長。

議長（先山哲子） 再々質問を許します。

5 番（南田善紀）（登壇） ご回答ありがとうございます。

職員の質問をすると、いろんな職員のことを思い浮かべ、思い出したりもします。きっとこの議場の中で、理事者の方々を一番よく知っている議員というのは私であるかと思えます。渡瀬教育部長なんかは、昔は僕は怖くてちょっと近寄りがたかったです。怖い系でいうと、平川次長や吉田局長もちょっと怖かったなと思うんですが、私が管理者養成学校に行く際には、部長方々、皆さんに応援してくださったのを、僕は今でもよく覚えております。また、僕がふれあい交流セン

ターに行って初めて起案を書いた際には、池田副町長が丁寧に添削をしていただき、紫ペンでいろいろ添削をしていただきました。後に、尊敬の念を込めて、これが伝説の紫ペンやと教えていただいたことを今も思い出します。1年たって、紫ペンがないように、町民さんへの文書というのをこれでもかというふうに考えて出すと、これでもかというぐらい添削されて帰ってきて、やはりすごいなと、本当に勉強になったことを覚えております。

今、ちょっと余談になりましたが、1980年から90年、「24時間戦えますか」、このようなフレーズがよく時代を比較するような言葉として、今は表されません。「24時間」というような言葉とともに、私は「戦えますか」というようなフレーズがとても印象的に思っております。当時のビジネスマンは企業戦士と呼ばれ、戦うというような覚悟で仕事に向き合っていたんだなと、私は学生のときにその頃を過ごしましたが、今改めて思います。ここにおられる理事者の方々は、漏れなく戦って頑張って努力して、今この場におられるんだと思います。それこそ上司からの重圧もあり、それにも耐えて、部下の声も聞き、そして住民さんと向き合って支え合い、そうして今この場で答弁をされているんだと思います。私はその姿に尊敬をしておりましてし、住民の1人として大変感謝しております。ただ、もう戦わなくていい、頑張らなくていい、この仕事づくりが今後50年後につながる三郷町をつくるためには必須だと言えます。

皆さん、ここにおられる理事者の方々は、残業に追われ、自分の時間というのを割いて、家族との時間というのを割いて、そして働き続けてきたのを私はよく知っております。でも、俺達は頑張ってきたな。でも、次の世代には育休取って、子どもとの時間を大事にしろよ。有給を取って、家族との時間というのをくれよ、こういったように伝えていっていただきたいと思います。俺達は頑張ったな。でも、最後までもう一つのお願いになりますが、この三郷町をつくる礎になっていただきたい。俺達のような頑張りは、もう次の世代には必要ない。効率化に進めていくのも、俺達が、僕達が、私達が率先して進めていこう。こういった思いで、次の世代へのバトンをつないでいっていただきたいと思います。

三郷町には本当に素晴らしい職員がたくさんいます。先日、西和7町で集まる福祉の会合に伺いました。三郷町の担当者の職員は、誰よりも笑顔で接して声をかけて、福祉の事業者の皆さんにも大変信頼されておりました。先日、信貴山で災害があった際には、消防主任が率先をして鑑識の機械を運び、そして、ぼと

ぼとに濡れながら消防団員、消防の職員と一緒に放水を手伝っておりました。こういった思いがあり、率先して行動できる優秀な人物はたくさんいます。それを疲れ果てることなく育てていくことが、今ここにおける理事者の皆さんの役割だと考えております。繰り返しになりますが、負担、負担ばかりを押しつけて大変申し訳ありませんが、最後の負担を担っていただくよう、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（先山哲子） 2問目の質問は終了しました。5番、南田善紀議員の質問は以上をもって終結します。

ここで暫時休憩といたします。再開、午後3時15分。

休 憩 午後 2時53分

再 開 午後 3時13分

議長（先山哲子） 休憩を解き再開します。

それでは、9番、木口屋修三議員。

9番（木口屋修三） 議長。

議長（先山哲子） 木口屋修三議員。

9番（木口屋修三）（登壇） 9番、木口屋修三でございます。議長からお許しをいただきましたので、通告いたしました信号機の新規設置についてをお尋ねをいたします。

初めに、能登半島大規模地震で被害に遭われました方々にお見舞いを申し上げますとともに、早い復興をお祈りを申し上げておきます。

町内の勢野西2丁目2-4番、ウォーターパークと中央公園グラウンド間の一旦停止のあるTの字交差点、警察が取り締まりを頻繁に行われている地点でございます。東側方向、明治橋から右折する車両があり、北方向、イーストヒルズから右折車両が待機している場合に、北方向、イーストヒルズから右折する車両は、西方向、役場のほうから直進する車両の確認に苦勞をします。また、イーストヒルズ、北方向より右折車両は、東方向、明治橋から直進する車両の確認に苦勞しております。また、日没時に照明が十分でないため、歩行者が待機している車両の間を縫って、横断歩道に急いで進入する場合があります。確認しにくいため、びっくりしたことがありました。

信号機の設置は、道路交通法の規定により都道府県公安委員会が設置しますが、

設置する場合の一般項目について、信号機設置の指針が策定されて、条件があります。

一つ目としまして、一方通行の場合を除き、設置の必要条件は、赤信号で停止している自動車等の側方を自動車等が安全に擦れ違うために必要な車道の幅員が確保できること。

二つ目としまして、歩行者が安全に横断待ちに必要な停留場所を確保できること。

3番目、主道路の自動車等の往復交通量が最大となる1時間の主道路の自動車等往復交通量が原則として300台以上あること。

4番目としまして、隣接する信号との距離が原則として150メートル以上であること。ただし、信号機を誤認するおそれはなく、交通の円滑に支障を及ぼさないと認める場合は、この限りでございません。

5番目、交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、かつ、自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できるよう信号柱を設置すること。ただし、歩行者がない場合については、この限りでない。信号柱を設置せずに、自動車等の運転者及び信号灯器を良好に視認できる場合は、この限りでない。

このように、新設には申し上げたいろいろな条件がありますが、事故が起きてからでは遅いです。町民の命を守り、安全、安心な協働のまちづくりを推進していただくためにも、多額の費用を要しますけれども、警察や関係機関に強く働きかけて、早急に設置するよう協議を進めていただきたいと思います。町の見解をお尋ねします。よろしくお願いいたします。

環境整備部長（安井規雄） 議長。

議長（先山哲子） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） 失礼いたします。木口屋議員のご質問にお答えさせていただきます。

信号機の設置要望につきましては、毎年度西和警察署へ要望書を提出しており、令和5年度におきましても町内各所、特に通学路を中心に12か所につきまして、要望書を提出しております。また、ご質問いただいております勢野西2丁目2-4のT字交差点につきましても、あわせて要望しております。

今回、木口屋議員よりご指摘いただいております、警察庁が示す信号機設置の指針では、全てに該当しなければならない必要条件としての5項目と、別に定め

る択一条件としての4項目のうちの一つに該当するかを検討し、信号機の設置が決定されています。逆に、五つの必要条件に該当しなくなった設置の信号機につきましては、事故防止や渋滞防止の観点から、信号機を廃止することも検討されています。また、当該交差点における事故発生状況を西和警察署に問い合わせましたところ、直近10年で人身事故の発生は8件、令和5年度中の人身事故はゼロ件となっており、今年度の市町村の要望による県内の信号機の新設状況は3か所のみと聞いております。

これらのことを勘案いたしますと、ご質問の交差点は、役場前交差点に近接している点（地図上で135メートル）や、通行量が不明な点等で、新たに信号機を設置する条件を満たすことは難しい状況であります。仮に当該交差点に役場前交差点と連動する信号機を設置した場合は、大和川沿いの道路に対しまして、中央公園側からの接続道路（矢倉谷線）の青色時間が不足すると想定され、北側からの交通量が増える朝の時間帯には交通渋滞が発生することも想定されます。

これらのことから、当該交差点に信号機の設置が実現するかは非常に厳しい状況にはありますが、最終判断は公安委員会が決定するため、本町といたしましては、今後も継続して要望してまいります。

以上でございます。

9番（木口屋修三） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

9番（木口屋修三）（登壇） 令和5年度においても、当該箇所を含めまして12か所の設置要望を西和警察署へ提出しているとのことでございます。当該交差点においては、交通事故発生件数や新規信号設置条件が満たないことなど、また、朝の通勤時間帯には渋滞発生も予想されるなど、設置に非常に難しい状態にあるということございました。しかしながら、もう一度公安委員会などと、今後も継続して要望していく答弁をしていただきましたので、早急に実現できますように協議をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。よろしく願いをしたいと思います。

議長（先山哲子） 9番、木口屋修三議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、11番、辰己圭一議員。一問一答方式で行います。

11番（辰己圭一） 議長。

議長（先山哲子） 辰己圭一議員。

11番（辰己圭一）（登壇） 議席番号11番、辰己圭一でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして、今回2問、質問をさせていただきます。

まず1問目ですが、木谷新町長の描く、「すこやか未来都市さんごう」とはについてお伺いをいたします。木谷町長は先月2月の町長選挙において、激戦を制し、町民の皆様から大きな信託を受けられ、新たな町長として就任されました。改めて心からお喜び申し上げます。これからのトップリーダーとして本町のかじ取りに期待するとともに、町民の皆様が木谷町長を選んでよかったと思える活気あふれるまちづくりに、スピード感を持って取り組まれることを望みます。

さて、木谷新町長は、性別、年齢、障がいの有無に関わらず、全住民が生涯活躍できる、住み続けたくなる魅力あるすこやかな町を目指し、「子どもに未来を、未来に希望を、すこやか未来都市さんごう」をスローガンに掲げられ、1、子どもが健やかに育つ子育て環境、2、全員活躍の強健な経済、3、心穏やかで健康に過ごせるつながり、4、透明で健全な町政運営の四つの公約を示し、町議会議員としての9年間の経験や実績、またボーイスカウトや保護司、商工会や行政書士としてなど、民間でのさまざまな経験を生かし、即戦力で実行することを訴え、多くの町民が支持したものと考えます。

そこで、木谷町長にお伺いをいたします。選挙期間中に公約に掲げられました子育て支援や、障がいをお持ちの方や、高齢の方の活躍の場、防犯・防災対策や子ども食堂の支援、そして、住民と行政の健全な関係の構築など、それぞれ12の約束を示されていますが、町長が目指す「すこやか未来都市」の実現とはどういったものなのか、現段階で考えている範囲で結構ですので、教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

町長（木谷慎一郎） 議長。

議長（先山哲子） 木谷町長。

町長（木谷慎一郎）（登壇） 辰己議員のご質問にお答えいたします。

去る令和6年2月11日執行の選挙の結果、私、木谷慎一郎に三郷町民の皆様から6,499票の信託をいただき、三郷町のかじ取りをお任せいただけることとなりました。大変光栄に思うと同時に、今後の重責を思うと身の引き締まる思いであります。議員ご質問いただいております、このたびの選挙で有権者の皆様に伝えたかった私のまちづくりのスローガンである「すこやか未来都市さんごう」

は、四つの柱で構成されております。

これらは、私が9年前に三郷町議会議員に立候補する際に掲げた、「子育てのまちづくり」、「経済」、「安心安全」、「町政への信頼」という四つの柱を、三郷町に健全で健やかな町であってほしいという願いを込めつつ、「健全・すこやか」という言葉を軸に再構成して作成したものです。

ここに、辰己議員のご質問にお答えする形で、この四つの柱と、その中で実現をお約束した13の公約について、所信表明と重複する面もありますが、お話ができればと思います。

「すこやか未来都市さんごう」を構成する一つ目の柱は、子どもが健やかに育つ子育て環境です。先ほども触れたように、子どもが健やかに育つためには、子どももその両親も笑顔でいられる環境が重要です。そのような子育て環境をつくるのが、今日本が直面している国難とも言うべき少子化の解消、緩和の手段になり得ると思っております。具体的には、まず子どもが生まれた直後の新生児期、母親がこの時期に大変な苦勞をしてしまうことで、次の子どもの出生につながらないという事例が多くあります。実際、この新生児期に父親が十分に子育てに参画し、この負担を分け合うことができた夫婦については、その後の出生率が上がったという調査があります。そこで、1点目の公約として、夫婦でこの時期の負担を分け合うことができる社会の雰囲気づくりを進めると同時に、この時期の母親の産後の不安定期に行政としてもしっかりと寄り添い、負担を軽減する策を検討することをお約束します。

また、夫婦の共働き率が7割を超えている今、就労と子育ての両立は最優先の課題です。子どもが小学校に入学し、夏休みに入ると、保育園に通わせていた頃は作らなくてもよかったお弁当を毎日作る必要が出てきます。もちろん作ってあげられればよいのですが、実際、特に毎日となるとなかなか大変です。そこで、夏休み期間中に学童保育に通う際に、昼食を提供できるようにしたいと思います。これが2点目の公約です。

そのほかにも、両親が子育てと仕事で時間に追われ過ぎることなく、余裕を持って子どもと笑顔で向き合える子育て環境となるよう、支援策を検討していきますし、もちろん必要な経済的支援も行います。

また、子育てに当たっては、思いもよらないことも起こり得ます。例えば、子

どもが障がいを持って生まれることもあります。また、何かのきっかけで学校になじめず不登校になってしまうこともあるかと思います。また、夫婦がうまくいかず離婚することとなり、1人で子どもを育てることになるかもしれません。そのような思いも寄らないことが起こったときに、付きっきりで子どもの世話をしなくてはいけないために仕事が続けられなくなったり、もしくは収入が絶たれたりするなどしてたちまち生活が破綻してしまうようでは、あまりに子どもを持つことのリスクが大き過ぎますし、子どもを持つことの大きな障壁となることは明らかです。

子どもを持つことについて不安を感じないために、仮に不測の事態が生じたとしても、子どもとの生活が経済的に、社会的に破綻することのないよう、行政としても支援をしなくてはなりません。その一環として、不登校の子どもが学校でも家庭でもない、第3の場所で過ごせるフリースクールをつくりたいと思っています。これが第3点目の公約です。

所信表明と繰り返しになりますが、子どもを持つことを望む人が、最初の1人、もう一人をちゅうちょすることのない、どんな状況になっても、三郷町でなら希望を持って子育てをしていける、そう確信していただけるよう、子育てに対する全方位的な支援を具体的な形にして示していきたいと思っています。

「すこやか未来都市さんごう」の構想の二つ目の柱は、全員活躍の強健な経済です。

4点目から6点目の公約に係ることとして、高齢になっても、障がいがあっても、育児・介護をしながらでも、社会の中で役割がある、就労ができる、外に出て社会と関われる、そういう町をつくりたいと思っています。そのために、それぞれの方の状況に沿って就労ができる形を検討し、きめ細かい支援を行うこと、そして、三郷町内での経済活動を活発にし、観光客の誘致も含めて、人が集まり経済が回る、そんな拠点をつくっていききたいと思います。

さらには、高齢になり運転免許を返納される方も増えています。そのような場合でも、歩いて買物をすることも含め、多くの用事が歩いて済ますことができる地域をつくることを目指しつつ、乗り物に乗る必要があるときも、自動運転のコミュニティバスによる移動支援がされるよう、7点目の公約として早期実現を目指したいと思っています。

次の柱は、心穏やかに健康に過ごせるつながりです。心の平穏は、幸せで豊か

な暮らしにとって重要なものです。そのためには、地域で安心・安全に過ごせるための防犯対策・災害対策が重要です。現在工事が行われている惣持寺地区の調整池も、浸水常習地域である当該地区の念願とも言える事業ですから、可及的速やかに完成させること、地域住民の安心・安全を一刻も早く確保したいと思っております。

また、防犯対策の一つとして、三郷町では犯罪発生の抑止に効果の高い防犯カメラの設置助成を以前から行っていましたが、なるべく多くの自治会での活用ができるよう改善を図りたいと思います。これが8点目の公約です。

また、健康の維持にはなるべく外出し、人とのつながりを保つことが重要であると言われております。そのためには、町内において行われるサロン活動や、子ども達と地域をつなぐ子ども食堂の取り組みなど、地域のコミュニティ活動を積極的に支援していくということを9点目の公約として掲げました。

その関係では、公約集には掲げておりませんでした。歩いて外出し、ボランティアや地域活動、健康づくりなどで人とつながりを持つことで、ちょっとしたポイントがたまるような仕組みを導入することで、外出を促進するきっかけとなるような制度を考えたいというふうに思っております。

さらに、町内の多くの方が歩いて行ける範囲に、役場の窓口と同等の相談や申請が行えるリモート相談窓口というものを町内各所に設けたいと考えています。これにより、困ったことをいつでも相談できる体制をつくり、地域で安心して生活し続けるためのインフラといたします。これが10点目の公約です。

最後に、今回の「すこやか未来都市さんごう」の構想の源泉となった、透明で健全な町政運営です。

今回の事件では、三郷町の町政に対する信頼が大きく損なわれました。今回行われた事件は、繰り返しになりますが、なくて当たり前のことで、うっかりやってしまうような性質のものではありません。町政の現場に当たる職員の心構えで必ず防げるものと考えております。

その意味で、トップはもちろん、町職員にも再度職員倫理の指導啓発を徹底し、絶対に不正に手を染めない、不正を見逃さない職場環境を整えたいと考えています。それに加えて、そもそもそのような不正ができない仕組みづくりを目指していきたいと思っております。

また、行政のデジタル化が進むと、行政情報は基本デジタルデータとなります

ので、情報公開との親和性が高くなります。その意味で、行政のデジタル化を進めることで、不透明な裁量や不正が入り込むすきを減らし、また、その過程を情報公開することができることから、町政運営の見える化が一層進められます。行政の効率化のため、そして透明化のためにも、行政手続のデジタル化を積極的に進めたいと思います。

第11点目、12点目の公約として、これら情報公開の推進・入札制度改革と職員倫理の確立の両輪で、信頼に足る三郷町をつくっていきます。

最後の13点目の公約として、今まで町に対しての接点のなかった方でも、三郷町と協働して地域の役に立つ事業を始めることができる、住民と町の協働事業提案制度を創設したいと考えています。これは、地域において何かをしたい、地域の役に立ってみたいと構想を持ちながらも、役場との接点がなかったために、行動へ踏み出せていなかった方への背中を押す制度であり、地域で活躍してくださる有為の人材を見いだすための政策となると考えています。

以上、四つの柱に関する13の公約が「すこやか未来都市さんごう」に向けての、現時点での具体的なアクションとなります。これらの公約を掲げ選挙戦を戦い、信任をいただいた責任として、これからも全力を傾注して、これらを実現していかななくてはならないと考えております。

これも繰り返しになりますが、このような構想の実現には、議員各位をはじめ住民の皆様のご理解とご協力が不可欠であります。「すこやか未来都市さんごう」の実現に、皆様のご協力、ご理解と、またご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私からのお答えとさせていただきます。

以上です。

11番（辰己圭一） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

11番（辰己圭一）（登壇） 失礼します。ただいま木谷町長から、それぞれの構想の実現に向けて、思いの詰まった答弁をいただきました。

この答弁の中で3点だけ、私からお願いといたしますか、要望があります。

手短に申し上げますが、勢野東5丁目の惣持寺地区の調整池は、これは私にとっても念願の事業であります。地域の方々が安心して安全に暮らせるよう、一日も早く完成できるよう、引き続きよろしく願いいたします。また、ボランティアや地域活動において、ポイントがたまる仕組みを考えているということですが、

以前、一般質問で高齢者ボランティア・ポイント制度を提案したことがあるのですが、ぜひ今後検討していただけたら幸いです。

3点目は、透明で健全な町政運営の中で、行政のデジタル化を進め、不透明な裁量や不正が入り込まないようにするというところで、今後、非常に期待をしておりますが、できれば、これに加えてカスタマーハラスメントの対策も取っていただきまして、いろんな意味でウェルビーイングな環境をつくっていただき、職員を守っていただけたらと思います。

まだまだありますが、切りがないのでこの辺で終わりにしたいと思いますけども、木谷町長が目指す公約の中で、私も議員としていろいろと今後提案していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、町長におかれましては健康にご留意され、町政発展に取り組んでいただきたいと思います。今後の4年間の町政執行を監視しつつ、議会に籍を置く者の1人として、木谷町長が目指す「すこやか未来都市さんごう」の実現に向けて協力していきたいというふうに申し上げまして、私の1問目の質問を終えたいと思います。

議長（先山哲子） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

11番（辰己圭一） 議長。

議長（先山哲子） 11番、辰己圭一議員。

11番（辰己圭一）（登壇） それでは、2問目の質問をさせていただきます。森林環境譲与税の活用についてお伺いをいたします。

パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るため、遅れている森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国民が等しく負担を分かち合って我が国の森林を支える仕組みとして、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が定められ、同年2019年（令和元年度）に森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。この森林環境譲与税は、国税として国民からいただく森林環境税と、これを森林の整備等に使う森林環境譲与税の二つの税で構成されているわけですが、喫緊の課題である森林整備に対応するため、平成30年（2018年度）5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、この制度導入に合わせて令和6年度からの課税に先立ち、令和元年度から市町村及び都道府県に対し、先ほど意見書の提案理由

でも申し上げましたとおり、私有林・人工林面積が50%、人口が30%、林業就業者数が20%の案分率で譲与が開始されております。

使い道についてですが、市町村においては間伐や人材育成、担い手の確保、木材の利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てるとされており、また、都道府県においては森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てるとされており、こういった税の使い道が明確に示されているにもかかわらず、具体的な施策を打ち出さないまま運用されている自治体もあります。使い道が分からず、基金として積み立てられたりしているところもあるようですが、国のまとめによると、制度が始まった令和元年の2019年度からの3年間、全国の市町村に配分されたのは約840億円、その47%に当たる395億円が活用されていませんでした。譲与税が十分に活用されていない主な理由としては、山間部では森林整備に取り組みたいものの、専門的な知識を持った職員がいない、または不足していることなどの声があるようです。また、都市部では譲与税の趣旨に沿う中で、具体的にどう取り組むべきか分からないなどの課題があると聞いております。

このように、具体的な用途は各自治体の裁量に委ねられているということですが、三郷町は総面積879ヘクタールの32%に当たる285ヘクタールの民有林の森林面積があります。森林環境譲与税の用途の公表が定められており、町のホームページにも載っていますとおり、令和元年度から令和4年度までの決算状況を見ますと、それぞれ森林経営管理事業として、森林の現況調査や、森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査の実施、民間や道路など、公共の場の危険を及ぼす古木の伐倒業務、令和3年度には竹の粉碎機を購入して、荒廃した竹林の整備やこの粉碎機の貸し出し、また、令和4年度においては、荒廃した町が持つ町有森林の間伐等を行い、当該森林の健全な育成を促進するとともに、伐採した間伐材をチップ化し、公共施設等における燃料として使用する木質ペレットへ加工し森林資源の有効活用を図り、ほかには、町内の小学校において行う森林環境教育に係る経費の補助等を実施されております。

見る限りでは、限られた財源の中で適正に剰余金を活用されていることが分かります。しかしながら、毎年台風などにより風倒木の被害が各地で発生しており、町内でも具体的に例を挙げますと、信貴山に向かう観光道路沿いの樹木や、新惣持寺の通学路にもなっています道路沿いの森林、また、FSS35キャンパス横

の信貴山に通じる道路沿いの樹木、また信貴川沿いの竹林など、言い出すと切りがありませんが、こういった人の命に関わる今にも倒れそうな危険木がたくさんあります。まずは、これらを最優先に取り組むべきだと考えます。

また、所有者不明森林が全国的に問題になっておりますが、三郷町においても所有者不明や境界未確定なども含めて、手入れの行き届いていない森林について、森林経営管理制度のもと、今後、森林所有者とどう関わり、どのように森林環境譲与税を使って事業を進めていくのかお聞かせください。

環境整備部長（安井規雄） 議長。

議長（先山哲子） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） 失礼いたします。辰己議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

平成31年4月に森林経営管理法という森林に関する新しい法律が施行され、この法律により、管理が不十分な森林におきまして、森林所有者自らが経営管理を実行できない場合は、市町村が森林経営管理の委託を受け、整備を行うことが可能となりました。この法律の施行を踏まえ、市町村が実施する森林整備などに必要な財源を充てるため新たに創設されたのが、議員ご質問の森林環境譲与税であります。主な使い道といたしましては、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発など、森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされております。

本町における令和元年度から現在までの森林環境譲与税の使い道といたしましては、勢野東・三室地区において、森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査を行うとともに、森林所有者の同意を得て、倒木した場合、住宅地や道路などの公共の場に危険を及ぼすおそれのある危険木を伐採いたしました。そのほかに、町内竹林の適正な管理を図るため、竹の粉碎機を購入し、希望があれば町内森林所有者にも貸し出しを行い、また、町内の小学校で行われている森林環境教育に係る費用にも充当してまいりました。

今後の森林所有者とどのように関わり、どのように森林環境譲与税を使って事業を進めていくのかというご質問につきましては、さきにも申し上げました森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査が一部の地域でしか完了していないことから、次年度以降、この意向調査を順次、他の地域にも進めてまいります。また、議員ご指摘の危険木への対応につきましては、現地調査を行った上で、宅

地や道路などの公共の場に隣接する危険度の高い箇所から順に、毎年度枯れ木の伐採等を継続的に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

1 1 番（辰己圭一） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

1 1 番（辰己圭一）（登壇） ただいま、安井部長から答弁をいただきました。

まず、誤解のないように言っておきますが、三郷町に配分された譲与額ですが、令和3年度は202万4,000円、令和4年度は275万4,000円となっており、町の森林環境譲与税の決算状況を見ますと、これはきっちり満額、しっかりと使われていて、フルに活用されていることが分かります。そういった中で、非常に言いづらいところもあるのですが、答弁にもありましたように、令和2年度には勢野東・三室地区を対象として森林所有者への意向調査を実施するとともに、森林所有者の同意を得て危険木の伐採を行っていただいておりますが、その周辺にはまだまだ危険な木がたくさんあります。ですので、今後も周辺住民に対し、例えばですけども、アンケートを取るなどして調査等を継続していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

また、適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行う制度、いわゆる森林経営管理制度に基づいて、森林所有者に対し、今後どのように管理していきたいのかという意向調査はこれから、今答弁にもありましたように順次進めていかれるということですので、よろしく願い申し上げます。

いずれにせよ、285ヘクタールの森林面積がこの三郷町にはありますので、行政だけでもなかなか対応できないと思います。例えばですけども、各自治会単位で危険箇所を知らせていただくのも一つの方法だと考えます。限られた財源でするので、一度に解決とはいかないと思いますが、できるだけ危険な箇所をなくすために努力していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、竹の粉砕機についてお聞きをいたします。粉砕機を町が購入されて所有者に貸し出す、貸し出しも行うということですが、これ、知らない方もたくさんおられるんじゃないかと思います。周知方法も考えていただけたらと思うんですけども、具体的に、この竹の粉砕機はどのような大きさで、例えば手で持ち運びができるのか、また、貸し出しの手続などはどのようにすればいいのか、

こういった答弁をお聞きして、私の一般質問を終えたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

環境整備部長（安井規雄） 議長。

議長（先山哲子） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） 失礼いたします。辰己議員の再質問のほうにお答えさせていただきます。

今お聞きいただきました竹の粉碎機についてでございます。具体的な、ちょっと大ききなんですけども、長さが155センチ、幅が73センチで、高さが142.5センチになっております。これ、なかなかちょっと少し大ききもので、手持ちではなかなか運べないことがありますので、現場まで持って行っていただく場合はトラック等に積載していただいて、持っていただくようなことになるかと思ひます。また、その貸し出しに關しての手続でございますけども、貸し出しのための要領を定めておりまして、これに基づきまして、町内に山林を有する個人や山林の整備を自主的に行いますNPO法人、ボランティア団体、自治会などに対象に貸し出しをさせていただくというようなことになっておりまして、手続につきましては、ものづくり振興課のほうに必要な申請書を書いていただいて提出していただきますと、使つていただくということになります。ただ、ちょっと広報のほうはまだしっかりできておりませんで、今後ホームページの掲載、また広報紙等、詳細をまた掲載させていただきまして、皆さんに使つていただけるように努めてまいりたいというふうにお考へております。

以上でございます。

議長（先山哲子） 2問目の質問は終了しました。11番、辰己圭一議員の質問は以上をもって終結します。

次に、2番、吉村今日子議員。一問一答方式で行います。

2番（吉村今日子） 議長。

議長（先山哲子） 吉村今日子議員。

2番（吉村今日子）（登壇） 議席番号2番、吉村今日子です。旧同和対策を引きずつた事業はきっぱり廃止をとということで質問させていただきます。

日本共産党議員団は、ふれあい交流センターで実施されているふれあい交流センター相談事業、継続的相談援助事業、高齢者ふれあい交流会、それから人権保育研究会への補助金、全国部落解放研究会、人権保育研究集会、人権啓発研究集

会など、運動団体である部落解放同盟が主催する集会への職務命令による町職員の公費参加、町実施の請負の名目にした、ふれあい交流センターの一室をNPO法人H.R.Sへの行政財産を無償貸与するなど、旧同和対策を引きずった不公正な事業は直ちに廃止すべきだと、これまでずっと主張してきました。行政のトップである町長が不公正な事業を直ちにきっぱり廃止できなければ、必ずや綱紀の緩みが自他ともに生じ、今回のような不正がまた起こるのではないかと考えます。木谷新町長は、町議会議員としてこれまで町政を身近で見てきました。旧同和対策を引きずった事業はきっぱり廃止すべきだと思います。木谷町長のお考えをお聞かせください。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（先山哲子） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。吉村議員の1問目のご質問につきまして、町長のお考えをとのことでありますが、本町のこれまでの経緯、経過も踏まえまして、まず私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

本町では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした世界人権宣言にうたわれている理念に基づき、人権意識の高揚を図り、人権が尊重される部落差別の撤廃と、あらゆる差別のない平和で明るい地域社会の実現を目指しております。また、本町におけるこれまでの部落問題については、人間の自由と平等に関する重大な問題という認識のもと、生活の改善をはじめとする基盤整備等を行い、着実に成果を上げてきました。

しかしながら、部落差別をはじめとする看過できない差別事象が後を絶たないのも事実であり、多くの課題が残されているのが現状であります。この部落問題に対する正しい理解と認識を図るためには、町民一人ひとりが自分の問題として捉えることが重要であると考えております。そして、この部落問題を人権問題の重要な柱と位置づけ、あらゆる機会を活用し啓発活動を推進するとともに、福祉の向上や人権啓発の町民交流の拠点として、ふれあい交流センターを運営し、相談業務、文化教室、学童保育など、さまざまな活動を行っております。さらに、ふれあい交流センターは、学校教育と社会教育を通じて、子どもから大人まであらゆる年齢層に対する人権活動を行っており、地域の居場所づくりとしての役割も担っております。

今後、部落問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題の解決に向け、全ての町民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、その取り組みをより一層促進させるためにも、これまでも増して社会全体へ広がりを持った施策の展開を行い、国、県、その他の関係団体との連携、協働を図りながら、本町の重要な施策の一環として、人権問題の解決を目指す事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

2番（吉村今日子） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

2番（吉村今日子）（登壇） 人権の問題、施策は、日本国憲法や世界人権宣言の基本理念にのっとり、人権意識の高揚を図ること、人権が尊重され、差別のない平和で明るい地域社会をつくる上で大切だということは、このところは私も一致いたします。しかし、同和対策関連法は2002年に失効し、その後は特別措置法から一般の対策に移行しています。にもかかわらず、特定の運動団体が行う集会等への町職員の公費参加、こういったことは、一般論として行政の中立性・公平性から見ても問題だと思えます。西和7町の中で、平群町、河合町、斑鳩町は参加させていないとお聞きしています。また、高齢者ふれあい交流会や、ふれあい交流センター相談事業など、旧同和地域で行われていた事業がそのまま続いているのではないのでしょうか。なぜこの地域だけなのでしょう。逆差別ではないのでしょうか。町長は、不公正とは思われていないのでしょうか。不公正な旧同和対策を引き継いだ事業はきっぱり廃止すべきだと思います。木谷町長はどうお考えですか。

町長（木谷慎一郎） 議長。

議長（先山哲子） 木谷町長。

町長（木谷慎一郎）（登壇） 吉村議員の再質問にお答えいたします。

先ほど部長の答弁でもお答えさせていただいておりますけれども、私どもといたしましても、部落差別をはじめとするあらゆる差別のない社会を実現することが地方公共団体の責務であると考えております。これらの目的のため行ってきた本町のこれまでの人権問題に関する事業が、不公正な事業であるとは考えておりません。このことから、議員おっしゃいましたふれあい交流センター相談事業、継続的相談事業や各研究集会への参加等々につきましては、部落差別をはじめと

するあらゆる差別のない社会を実現するために必要な事業として、引き続き継続してまいります。ただ、その上で、人権を取り巻く状況は、部落差別解消法第1条においても、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化しているという認識が示されるなど、日々刻々と変化しております。そのため、その時々で部落差別をはじめとしたあらゆる差別の撤廃に向けて、効率的・効果的な事業を行っていくという観点から、事業のありようや事業手法の検証、改善については、時機を逃すことなく検討してまいりたいと考えております。

以上です。

2番（吉村今日子） 議長。

議長（先山哲子） 再々質問を許します。

2番（吉村今日子）（登壇） 木谷町長は、町長選挙に当たって、「すこやか未来都市さんごう」を目指して四つの柱を示しておられます。その四つ目の中に、透明で健全な町政の運営、絶対に不正に手を染めない、不正を見逃さない職場環境を整えたい、あらゆる不透明、不公正な慣習は一掃すると述べておられます。特定の団体を優遇することは、不公正なことではないのでしょうか。不公正な旧同和対策を引き継いだ事業はきっぱり廃止すべきだと思います。

議長（先山哲子） 答弁要りますよね。

2番（吉村今日子） お願いします。

議長（先山哲子） 町長にですか。

町長（木谷慎一郎） 議長。

議長（先山哲子） 木谷町長。

町長（木谷慎一郎）（登壇） 吉村議員の再々質問にお答えいたします。

現在、先ほどもお答えいたしましたとおり、現在行っております事業に関しましては、不公正な事業とは考えておりません。また、その事業に関する委託先に関しましても、現状において、同事業を行うに関し適正で的確である団体に対しての委託をしているというふうに考えておりますので、ご了承いただければと思います。

以上です。

議長（先山哲子） 傍聴者の私語は慎んでくださいませ。

続きまして、2問目の質問に移ります。

2番（吉村今日子） 議長。

議長（先山哲子） 2番、吉村今日子議員。

2番（吉村今日子）（登壇） それでは、2番目の質問、町施設のW i - F i環境の充実をということで質問させていただきます。

コロナは昨年5月に第5類へと移行しましたが、コロナ後、オンラインでの会議や講座、講演などが増えています。さまざまな団体から、町の施設を使ってオンラインの会議や講演の視聴ができるように、インターネット環境を整えてほしいとの要望が寄せられました。その声を受け、文化センターでW i - F iの貸し出しが行われるようになりましたが、1台のみです。しかも不安定で、途中で途切れたりすることがあり、会議などでは不具合が生じます。

以前に三郷駅前サテライトオフィス35を使用するように言われましたが、サテライトオフィスは日曜日、祝日は定休日では使えません。また、会議室は2部屋しかなく、8人まで、2部屋つなげても16人までです。駐車場が少なく、サテライトオフィスまで上がる階段は、駐輪場への階段です。また、昨年5月にF S S 35キャンパスにF S S 35サテライトオフィスもできましたが、こちらも日曜日、祝日は定休日です。会議室は定員8名から10名で、20人、30人が使用できる部屋がありません。また、100人ほどが入る3階の講堂はW i - F iが不安定です。エレベーターがなく、階段を上がらなければなりません。

三郷町にはほかに図書館もありますが、こちらもW i - F i環境がありません。誰もが趣味や生涯学習など、生き生きと学び、心豊かに生活できるようにするために、インターネットを活用できる環境整備をしてください。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（先山哲子） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、吉村議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、コロナ禍により急速にオンラインでの会議や講座、講演などが増加し、W i - F i環境が必要なケースが多くなりました。このことから、町の公共施設におきましては、文化センターではB W A回線を利用したW i - F i機器の貸し出しを行い、図書館におきましては、開架室において町民の方が自由に利用いただけるパソコンを2台設置し、視聴覚室では各種講演等で活用するため、有線によるネット環境を整えております。

なお、図書館では過去にW i - F i設置を検討いたしましたが、スマートフォ

ンによるゲームなど、学習以外の目的で来館し、閲覧席を長時間使用するなど、本来の来館目的である読書をされる方が利用できない状況になることが想定されたため、整備を見送った経緯がございます。いずれにしましても、両施設とも安定したフリーW i - F i 環境の整備はなく、文化センターの貸し出し機器によるW i - F i の安定性も含め、不特定多数の同時接続に対応できるものではありませんが、実際の利用回数は、令和4年度では83件、令和5年度では2月現在で50件と減少しており、また、その利用者の大半が文化センター教室関係や、役場職員によるリモート会議での使用であり、一般の方の利用が少ないのが現状でございます。

また、安定したネットワーク環境等の諸課題の改善のためには、各施設においてW i - F i 等の無線ではなく、各部屋に配線を整備し、パソコンとLANケーブルを直接接続することになります。しかしながら、その整備にかかる経費が多額となるため、利用頻度に対する費用対効果を勘案すれば、現状のまま運用したいと考えております。

最後に、町内にある2か所のサテライトオフィスにつきましては、企業誘致、住民のテレワークでの就労の場を目的に開設しており、施設内にフリーW i - F i 環境を整備しておりますが、主な利用目的がビジネスであることから、日曜、祝日は休む企業が多く、利用者が少ないため、休館としておりますことをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

2番（吉村今日子） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

2番（吉村今日子）（登壇） 以前、市民団体に申し入れしたときに、インターネットを使うならサテライトオフィスを利用するように言われました。そのためにこの質問をしたのですが、サテライトオフィスの例規を見ると、地域経済の活性化及び高度な情報通信技術の活用による新たな起業・就農機会の拡大を図り、町内の移住促進に寄与するために設置されたものということで、目的が違うというのはこのことですね。

文化センターのW i - F i ですが、使ってみたら電波状況が悪くて、途中で途切れるという不具合が生じたので、その以後は使っていないけれども、きっちりとつながるならぜひ使いたいという声をお聞きしています。安定的な状態にする

には有線にすることが必要で、費用対効果を考えるとなかなか難しいというお話ですが、例えばサテライトオフィスで、日曜、祝日、あらかじめ予約しておき、予約があった場合だけ開けるといったことはできないのかと思いましたが、これも目的外利用ですね。すいません。

インターネットの普及で、例えば原水爆世界大会だとか、以前は現地に行くしかなかったのが、オンラインで参加できることが可能になりました。自宅で1人で視聴するのもいいんですが、大勢で見ることにより、感想を交流したり、感動を共有することができます。現に、日本母親大会のときには他町の施設を利用して、30人ほどが集まって視聴し、感動を分かち合うことができる経験がありました。三郷町でもそういったことができればと思います。何か対策はできないでしょうか。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（先山哲子） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。今、吉村議員の再質問ですけど、何か対策はないのですかというご質問なんですけども、今言われたのも、なかなかその対策というのは今のところちょっと考えられないというのが現状なので、ちょっとしばらくお時間いただいて、ちょっと考えさせていただきたいなと思います。

以上です。

議長（先山哲子） 2問目の質問は終了いたしました。2番、吉村今日子議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、1番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。神崎静代議員の一般質問の持ち時間につきましては、先ほど関連質問で10分使われておりますので、残り50分までといたします。

1番（神崎静代） 議長。

議長（先山哲子） 神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、2問目の質問をさせていただきます。男女共同参画をいっそう進めるためにということです。

平群町では、昨年12月議会で平群町男女共同参画推進条例を制定されて、今年の4月から施行されるということです。三郷町では2002年に三郷町男女共同参画推進会議を設置し、活動されています。20年余りたっていますから、いろいろな取り組みをされていると思うんですけども、どんな取り組みなのかお

聞かせたいと思います。

また、男女共同参画推進会議を設置してから22年が経過しており、最近は一人ひとりの人間が性別に関わらず平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができるジェンダー平等社会の実現がSDGs目標5に掲げられるなど、人々の意識も変化をしてきております。三郷町でも男女共同参画の社会を進めるための基本的な考え方や、町・町民・事業者・子ども達の教育に関わる人達が取り組むべきことを明らかにし、その活動を広げるために男女共同参画推進条例を制定するべきだと思いますけれども、どのようにお考えですか。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（先山哲子） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、神崎議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員がご質問のとおり、平群町では昨年12月議会で男女共同参画推進条例を制定され、本年4月から施行されます。一方、本町では平成14年7月に男女共同参画推進会議設置要綱を施行し、今日までさまざまな取り組みを行ってきたところであります。

本町の男女共同参画推進会議の組織といたしましては、副町長と教育長を会長・副会長とし、各部長と住民福祉部次長を推進会議委員としております。さらに、職員11名から成る専門部会を設置しております。

具体的な取り組み内容としましては、まず、職員向けの機関紙「かすたねつと」を発行し、男女共同参画に関する啓発を行っております。さらに、毎年職員を対象とした研修を行っており、今年度は帝塚山大学名誉教授の中川幾郎氏を招き、「組織運営リスクと人権～女性の人権を中心として～」をテーマに講義をしていただきました。また、町民向けセミナーを通しまして、昨年6月24日に小学1・2年生を対象にミサトっ子作成教室を開催し、大変好評でありました。さらに、理科系女子「リケジョ」を育成する取り組みとして、昨年8月26日に小学3・4年生を対象に、理科読教室を開催いたしました。いずれも休日の開催で、お母さん以外の方も同伴いただき、子育てをみんなで支える機会として多数のご参加をいただきました。

また、女性の資格取得を応援する取り組みとして、女性の専門職資格取得助成

金事業を行い、子育て中の女性に対し、就労のために必要な専門職資格の取得を支援するため、10万円を上限として対象経費の3分の2を助成しています。

本町では、男女共同参画に関する条例を定めておりませんが、条例がなくても、前述のようにさまざまな取り組みを行っております。これらは全て職員のアイデアから出たもので、計画から準備、開催まで職員の手作りで行っております。

このように、本町では条例を制定しておりませんが、男女共同参画に関する取り組みとして一定の成果を上げており、現体制のまま、さらなる成果を上げるべく、職員一丸となって「すこやか未来都市さんごう」を目指して力を注いでまいりたいと考えております。

以上でございます。

1 番（神崎静代） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） いろいろな取り組みをされているということは、お聞きしてよく分かったんですけども、どちらかといいますと職員向けといいますか、小学生の子どもを対象にいろんなこともやったりとかをされているんですけども、どっちかという町職員の主導といいますか、そっちになっているんじゃないかなと思います。

今、最近は何というんですか、男女というあれではなくて、性についてはいろいろな考え方がものすごく多様になってきていますので、ちょうど三郷町男女共同参画推進会議が設置された2002年ぐらいというときは、女だからとかいうことで、どっちか言うたら女性の人達の、差別されているとか、すごい状況が悪いとかいうのがまだ、まだまだそういう話だけが主導だったと思うんですね。しかし、最近を見ていると、逆に、男だからこうなさいとかいうように、男の人達の側から見ても、いや、やっぱりそんなんつらいよね、そういうのんていう、逆な立場からのそういった話も出てきてますし、トランスジェンダーの方とか、いろんなそういう人達も出てきてますので、男女共同参画という言葉じゃなくて、ジェンダー平等という言葉に変えたほうがいいのかなども思いますけれども。

そういったいろんなことを町から発信するだけではなくて、町民の中でそういったことをやっぱり考えていく、そういうことが大事じゃないかなと考えますので、やっぱり町民のほうからもいろいろな発信もして、そういうこと、性別によって差別されるのではなくて、1人の人間として尊重される社会の構築に向けて、

性別により起こる不平等や不自由さをなくしていくということを、町からも、町民からも、また事業者とかいろいろな人達が取り組むようにやっていくようなことが必要だと思うので、そういった意味での条例をつくって、そういう活動を推進していくべきではないかなと考えておりますけれども、いかがお考えでしょうか。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（先山哲子） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。神崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

本町におきましても、これまでさまざまな取り組みをさせていただいているんですけれども、職員向けになっているのではないかというようなご指摘もございましたが、先ほどのご答弁でも説明させていただいたんですけれども、たくさんの方の住民の方が参加していただいておりますので、ある一定こちらからの発信にはなっておるんですけれども、住民が参加型の男女共同参画の推進事業をしているという点では、一緒にやっているというような観点は、そこはできているのかなとは思っております。また、あと議員がおっしゃいますように、男女共同参画推進条例の制定についてなんですけれども、先ほどからおっしゃっておられるように、昨今ジェンダー平等の観点から、性別に関わりなく誰もがあらゆる場における意思決定過程に参加できる機会を保障しなければならないということは、私も考えております。

今後につきましては、ジェンダー平等のインクルーシブの観点から、現在の取り組みをさらに充実させながら、条例を制定して、幅広く住民さんにも参加してもらおうかというような、そのようなご意見も踏まえまして、いろいろと検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（先山哲子） 2問目の質問は終了しました。

続きまして、3問目の質問に移ります。

1番（神崎静代） 議長。

議長（先山哲子） 1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、3問目に移ります。子どもたちに学校等での文化芸術鑑賞の体験をとということで質問いたします。

文化芸術は豊かな人間性を育て、創造性と感性、コミュニケーション能力などを養うためにとても重要です。とりわけ、子ども達が優れた芸術を鑑賞することは、豊かな創造力、つくるほうのんと、空想するほうの想像力、両方の育成に大きな効果があることから、文化庁は義務教育期間中に文化芸術の鑑賞・体験ができる環境整備を目指しています。しかし、文化庁の調査では、学校の実施状況は2018年度の66%から、コロナ禍で20%台にまで激減をしました。今年度になって回復しつつありますが、コロナ前の水準には戻っていません。

また、現在は物価高騰など子育て世代の生活は大変で、芸術鑑賞させるということが出来る家庭ばかりではありません。本物の芸術とか、そういうのに触れることのすばらしさ、生の芸術が身近で味わえるということはすごく大切なことなので、学校などでのそういう鑑賞会をしていただけたらいいなと思っております。学校でするというのは、一緒に、言っていましたけれども、一緒に見ることで感動を共有できるということも大事なことのひとつかなと思っています。子ども達に質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確実にするために、年1回ほど学校で、学校だけでなく文化センターの文化ホールなんかで実施するのを見に行くということも含めてですけれども、そういうことを実施できないかということです。よろしくをお願いします。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（先山哲子） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、神崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

子ども達が文化芸術を体験する機会を持つことは、将来の豊かな人間性や感性を育む上で欠かせないものであり、子ども達に新しい世界を開くだけでなく、自己表現やコミュニケーション能力の向上にもつながると言えます。また、伝統文化や芸術に触れることで、地域や日本の文化に対する理解が深まり、誇りを持つことにもつながります。

本町の学校教育におきましても、総合学習事業として、子ども達が多彩な芸術表現に触れる機会を設けており、これまでも、車椅子ダンスや人形劇、能楽、落語など、文化芸術に親しむことができる環境を整えてまいりました。議員おっしゃるように、本町におきましてもコロナ禍では縮小せざるを得ない状況でありましたが、昨年5月に新型コロナウイルスの位置づけが2類から5類に引き下げら

れたこともあり、本年度はコロナ禍前の状況に戻りつつあり、車椅子ダンスにつきましては、小学校の体育館やリモートではなく、定員制限が解除された文化ホールで開催することができました。

また、三郷中学校では、卒業生が在籍しております上宮高等学校書道パフォーマンス部による「書表現に加え、音楽・ダンス・演劇などの身体表現を組み合わせたパフォーマンス」を全校生徒に向けて披露していただくことができました。この作品と、そして子ども達が体験した作品をステップホールに今、飾っておりますので、また卒業式や入学式にご臨席賜ったときには、ぜひともご覧いただきたいなと思っております。

今後におきましても、これまでと同様、毎年度子ども達には文化芸術を体験・鑑賞する機会を設けてまいります。

以上でございます。

1 番（神崎静代） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） いろいろな取り組みをされているということは、評価をいたします。特に車椅子ダンスとか、書道の、あれ、パフォーマンスしながらやるやつですね。私も見たことありますけれども、ああいうのはちょっと、普通あまり見れてないので、いいかなとは思いますが。ただ、人形劇とか音楽鑑賞とか、そういうのがちょっと薄いんじゃないかなと、お聞きして思いました。

ただ、能もやったことがあるということなので、それはいいなと。特に能はちょっとあれですけど、狂言なんかはすごい子ども達が親しみやすく、いいんじゃないかな。うちの子も狂言なんか見て、すごい子どものとき見て、今でも狂言とか見に行きたいなとか、時々見に行ったりしております。だから、そういうのをちょっといろいろ、多彩に取り組んでいただけたらいいなと思います。

それから、ただ、例えばオーケストラなんかになりますと費用がたくさんかかりますので、弦楽器の弦楽四重奏とか、そういった小編成のようなものならいいんじゃないかなと思ったりしています。三郷町では結構プロで活躍されている、そういった方もたくさんいらっしゃいますし、合唱とか人形劇などになったら、プロではないけれども、そこそこ上手な人達が、団体なんかいらっしゃるので、そういう人達は発表する機会も持ちたいという気持ちもあるので、そういうところをお願いしたら、費用も安くなるんじゃないかなと思います。

私事ですけれども、私、小学校5年生、もう60年以上も前になりますけれども、小学校5年生のときに、くるみ割り人形、バレエの。あれをフェスティバルホールで見に行ったことがあるんですね。そのことを今でも、60年たっても、2階席のあそこのところで、ちょうどバレエ見るには、あの席すごく見やすく、よかったです。すごい覚えてるんですけれども、そんなことまでもなんかいまだに覚えてまして、今も時々そういった、バレエとか音楽とか、観賞に出かけたり、時間見つけてしています。だから、子どものときの体験というのはすごくその後の人生に影響も与えますので、いろいろな分野のそういう鑑賞できるようなこと、できるだけそういうふうなのをちょっと考えていただいて、そういう機会をより多く子ども達が持てるようにしていただきたいということをお願いいたしまして、この質問は終わります。

議長（先山哲子） 回答はいいですね。

3問目の質問は終了しました。1番、神崎静代議員の質問は以上をもって終結いたします。

それでは、3番、南 真紀議員。一問一答方式で行います。

3番（南 真紀） 議長。

議長（先山哲子） 南 真紀議員。

3番（南 真紀）（登壇） 議長のお許しをいただきまして、バス停に屋根と照明をとということで、一般質問させていただきます。

バスを利用されている町民の方から、バス停に屋根と照明が欲しいとの声がありました。雨の日はベンチが濡れてしまい、座れない。夜は時刻表が見えないし、暗くて不安とのこと。安心してバスが利用できるようにしてほしいとのことなのですが、町としてできることは何かないでしょうか。ぜひよろしく願います。

環境整備部長（安井規雄） 議長。

議長（先山哲子） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） 失礼いたします。それでは、南議員のご質問にお答えさせていただきます。

バス停の上屋は、道路法第32条において道路の占用が認められた施設となっております。設置は地域の実情に応じ、公益上設置することが妥当な場合に許可できるものとされておりまして、設置の主体は路線バス事業者、もしくは地方公

共団体等となっております。

本町では上屋のあるバス停留所が5か所あり、そのうち2か所が町管理となっております。具体的には、JR三郷駅前と近鉄信貴山下駅前の2か所となっております。以前は立野地区や城山台地区にも数か所設置されておりました。ところが、平成29年10月の台風21号による強風の影響で、町内のバス停留所の上屋が倒壊する事故が発生し、このとき幸いにも人的被害はありませんでしたが、今後同様の事故が発生するおそれがあったため、上屋の在り方につきまして、地元自治会の意見を聞くなど、関係者と協議を重ねてまいりました。その結果、駅前などの利用者が多いバス停につきましては上屋を存続させ、それ以外のものにつきましては撤去する方針としたところでございます。

このことから、令和2年度にJR三郷駅前のバス停留所については、上屋の更新工事（テント張り替え）を実施し、令和3年度には駅前を除くバス停留所の上屋を撤去する工事を実施いたしました。なお、今後道路施設を含む公共インフラにつきましては、老朽化による維持費の増大が町財政を圧迫することが懸念されており、これらの公共施設の存廃につきましては、改めて議論をしなければならない時期に来ていると考えております。

このようなことから、大変申し訳ございませんが、本町といたしましては、現時点でバス停留所上屋の新設は考えておりません。今後も道路管理者として良好な道路環境の維持に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

3番（南 真紀） 議長。

議長（先山哲子） 南 真紀議員。再質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） 実は今回、私に話をしに来てくれた住民の方というのが、目のご不自由な方なのです。完全に全く見えないわけではないのですが、歩くことができません。歩くことはできます。ごめんなさい。歩くことができます。そして、とても活発に活動され、同じ目の病を患っている方々にも生きる元気を与えてくださっている方なんです。そういった方が現在、屋根や照明がなくなってしまうバス停によって、バスが利用しにくくなっているということで、拡大鏡を持っていらっしゃるの、常に持っていらっしゃるの、照明があれば時刻表を見ることができるし、何より夕方から薄暗くなり始めてくると、バスを待っているのが不安になるとのことでした。

今、ご答弁いただいたように、平成29年の台風で上屋が倒壊したために、危険と判断され撤去に至ったとのことですが、人的被害の可能性のあるものは、私も避けるべきだと思います。しかし、インクルーシブの観点からも、誰もが利用しやすいまちづくりの一つとして、何か方法を、私も考えますので、町としても今後ご検討していただきたいと思います。ぜひよろしく願いいたします。

環境整備部長（安井規雄） 議長。

議長（先山哲子） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） 失礼いたします。南議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、議員からご質問ありましたインクルーシブの観点でということですが、なかなかハード的には、歩道の幅員の関係もございまして、設置するのは非常に厳しい状況ではあるんですが、何かソフト的なところで、例えばダイヤをもうちょっと見やすくするとか、私も町内のバス停留所を確認しましたら、少し小さいんですけども、QRコードがついておりまして、それをスマートフォンでかざせば、そのバス停の時刻表が出るというようなことも、運行事業者の奈良交通さんのほうで対応いただいているようです。今後町内、バスが走っています奈良交通でございまして、運行事業者とも何か対策できないかというところは、またいろいろやり方も含めて、確認していきたいと思います。

以上でございます。

議長（先山哲子） 続きまして、2問目の質問に移ります。

3番（南 真紀） 議長。

議長（先山哲子） 3番、南 真紀議員。

3番（南 真紀）（登壇） 巨大地震災害を想定しての予め異なる個人用防災グッズ置き場について、一般質問させていただきます。

南海トラフ地震がもういつ来るかと言われる中、今年は元旦の夕方4時10分に、石川県能登半島を震源とするマグニチュード7.6の巨大地震が起きました。首都直下型の地震でもなく、南海トラフでもなく、石川県でした。今回の巨大地震が起こるまで、石川県のパンフレット、県企業立地ガイド最新版というものには、石川県の地震リスクは小さいと書かれてありました。県が根拠にしたのは、政府地震調査委員会による全国地震動予測地図2020年版という資料です。この資料には、能登半島は危険な地域としては示されていませんでした。石川県

幹部は、それほど大きな地震や津波は起きないという安全神話があったと言われたことを報道されました。ということは、日本中、今すぐどこでも巨大な地震に見舞われるか分からないということで、一人ひとり備えなければなりません。

三郷町は、私、ちょっと今回この通告書に、ちょっと間違えました。通告書のほうで、生駒断層地震の発生した場合、少なくとも震度6強と書いてしまっただけですが、今回、2月の27日に配られたこのハザードマップ、これを見ますと、震度7ということでした。震度7の揺れが起こると言われています。もう、いつ誘発地震が起こるか分かりません。三郷町も木造2階建ての古い家が多いです。地震直後、持って逃げるものを探してしまっている間に1階部分が破壊され、逃げ遅れて圧死してしまうという可能性は大いにあると思います。寝ていたとしても、命を守るために、靴などを履いて逃げることを最優先しなければなりません。

そこで、家の中にももちろん防災グッズを備えることは基本ですが、家の近くの避難所、または倉庫などに最低限の個人の防災グッズを置く場所を住民に提供するということを検討できないでしょうか。住民の方からの声では、いざというとき、命が助かって、いつも飲んでいる薬とか使っているコンタクトレンズとか、うちの赤ちゃんはこのおむつでないとかかなどなど、ほかにもいろいろあると思います。個々、個人、それぞれ生きるために必要なものが異なります。個人の事情で必要なため、持って出なければ生きていけずに関連死を招くおそれがあります。そこへ行けばそれが置いてあると思えるだけで安心して、着のみ着のままでも脱出することができます。住民の方から、四国地方のどこかの市町村で、何も持たずに逃げられるように、個人の防災グッズの置き場所を行政が提供しているのをテレビで見たよとの情報をいただき、今回の提案を思いつきました。何の番組だったのか、私もネットで調べてみたのですが、残念ながらヒットしませんでした。しかし、よいアイデアでもありますし、場所を提供したところで、すぐに皆さんがどっと置きに来られないとも思います。しかし、そういったニュースが、自分も備えなければとっていただく啓発にもつながると思いますが、いかがでしょうか。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（先山哲子） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、南議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

今年1月1日に発生した能登半島地震は最大震度が7で、多数の家屋が倒壊し、多くの人命が失われることとなりました。本町におきましても、南海トラフ巨大地震が発生した場合は震度6強、生駒断層帯地震が発生した場合は最大震度が7が予想されており、甚大な被害が発生するおそれがあります。一般的に、このような巨大地震が発生した場合、役場庁舎や職員自身も被災し、特に発災の初期段階では、行政として災害対応に当たる「公助」には限界があります。よく言われますが、まずは自分の命は自分で守る「自助」、そして、隣近所や地域の自治会、自主防災会による助け合いである「共助」が何より重要であります。

本町におきましては、巨大地震時の最大避難人数を6,500人と想定し、飲料水やアルファ化米などの非常食3日分を備蓄し、おむつやミルク、毛布などを準備しておりますが、決して充足しているわけではございません。議員おっしゃいますように、常備薬や貴重品など、個人によって必要なものはそれぞれで、ご家庭での備蓄品の準備や防災グッズ、いわゆる非常持ち出し品を常備していくことは、「自助」の観点からも大切であります。

ちょうど先般、3月号町広報に合わせて、最新のハザードマップを全戸配布させていただいておりますが、このハザードマップの裏面には、非常持ち出し品や備蓄品について、イラストを使用して分かりやすく詳細に記載しております。ぜひこれを参考に防災意識を高め、ふだんから準備をしていただきたいと考えているところでございます。

今回、議員からご提案いただきました「防災グッズ置場を町で設置しては」につきましては、本町といたしましても、自治体が設置管理している事例は把握しておりませんが、恐らく比較的人数が少ない集落などの地区ではないかと思っております。人口が約2万3,000人の本町において、費用面だけでなく設置箇所をどうするのか、日常の管理をどうするのか、いざというときどのように開放し、預けた個人に確実に配布できるのかという課題もあり、町が設置することは困難であると考えております。

しかしながら、地域の自主防災会の中には公園などに防災倉庫を設置していただいているところでもございます。本町では自主防災会が購入される倉庫等も含めた資機材に補助金を交付しておりますが、本年度からはより利用しやすくするため、要綱も改正させていただいたところでもございます。ぜひ、この制度なども積極的に利用していただき、共助という観点から地域全体で考えていただければ

ばと思っているところでございます。

今後も地域防災力の向上を目指し、啓発活動をはじめ、防災講演会、ワークショップなども開催し、自主防災会などの活動に対しても積極的な支援を行いながら、地域と連携した防災・減災対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（先山哲子） 2問目の質問は終了しました。

3番、南 真紀議員の質問は以上をもって終結いたします。

これをもって一般質問を終結します。

これで本日の日程は全部終了しました。

明日から各委員会で審査を願うわけでございます。各位にはよろしく願いいたします。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

散 会

午後 4時47分